

第4章 豊かさを支える生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保

第1節 生物多様性を大切にしまちづくり

人間の生存基盤である環境は、豊かな生物多様性と自然の物質循環を基盤とする生態系が健全に維持されることで成立しています。また、生物多様性は、人間にとって有用な価値を持つとともに、快適な生活・豊かな文化を育む根源です。本市の豊かな自然や自然の大切さを市民一人ひとりが認識し、生物多様性の意義、価値に対する理解を深めるため、自然とのふれあいの場の創出を推進します。また、都市の機能と自然の機能が双方ともに発揮されるような都市と自然が共生するまちづくりを進めていきます。

1. 自然環境の現況

(1) 地形

本市は九州の最北端に位置し、関門海峡をはさんで本州と相対しています。その広さは東西約33km、南北約34km、面積は約492km²で、福岡県の約10%を占めています。本市の大部分は、東部の企救山塊と中央部から南に延びる福智山塊などによって占められています。平野部は分離散在しており、臨海部低地には自然生成地は少なく、埋立地等の人工造成地が大半を占めています。

(2) 気象

本市は、瀬戸内海（周防灘）と日本海（響灘）に面して、その気候は瀬戸内海気候と日本海気候の中間的な傾向を示しています。年平均気温17℃程度、年間降水量1,800mm程度で地域により風向も異なりますが、一般的に冬季は西系の風が強く、春季から秋季にかけては南系の風が多く、夏は晴天も多いが湿度が高く蒸し暑い日が多くなります。

(3) 現況特性

ア. 植物と自然度

本市の植生はヤブツバキクラスの常緑広葉樹林に属し、自然植生はスダジイ群落、タブノキ群落、平尾台周辺のススキやネザサ群落などが代表的です。照葉樹、広葉樹の自然林などはサンコウチョウ、オオルリ、キビタキ、シジュウカラなどの野鳥の生息地となっています。

イ. 陸水域生態系の概況

本市には、一級河川の遠賀川を含む261河川が流れています。貯水池は、紫川水系のます刈ダム、道原貯水池等のほか約540の農業用ため池があります。公共水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、著しく改善されました。

本市は淡水魚類相が大都市圏としては比較的豊富で、鳥類相もかつては大きなダメージをうけていましたが、現在では数多く観察されています。

ウ. 沿岸域生態系の概況

本市は周防灘、関門海峡、洞海湾、響灘に面していますが、海岸線の多くは、埋立地や港湾として整備され、企業の生産活動の場や港湾物流の場として利用されています。沿岸域水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、改善されました。代表的な沿岸域である曾根干潟では、シバナなどの塩沼地性植物やズグロカモメなどの野鳥およびカブトガニなどが生育しています。

2. 重要種の確認

本市が保有する昭和43年（1968年）からの自然環境関連資料、国、県が発行している自然環境情報（レッドデータブック等）、北九州市立自然史博物館等の各機関発行の情報等を中心に、本市に生息・生育する貴重生物種に関する127冊の文献データの収集・整理を行ったうえで、市民・市民団体、専門家に対する生息確認等のアンケート調査、さらに現地補足調査を行いデータの更新を図りました。

このデータから平成3年以降の情報を抽出したものが次の結果です。

分類	和名	種数
維管束植物	アギナシ、オキナグサ等	29
藻類	オトメフラスコモ、シャジクモ	2
ほ乳類	カヤネズミ、ニホンアナグマ等	5
鳥類	クロツラヘラサギ、ハヤブサ等	47
は虫類	アカウミガメ、タカチホヘビ等	6
両性類	カスミサンショウウオ、ニホンヒキガエル等	7
淡水魚類	インドジョウ、カゼトゲタナゴ等	21
昆虫類	アサカミキリ、クモガタヒョウモン等	10
甲殻・貝類等	カブトガニ、シオマネキ、ナカヤママイマイ等	55
計		182

3. 「曽根干潟保全・利用計画」の策定と実施

本市では、平成11年3月に「曽根干潟保全・利用計画」を策定し、「自然環境と人間活動の共生」を理念として、曽根干潟の環境に配慮しながら干潟を利用することとしました。また、干潟の保全及び状況の把握のため、平成7年度より曽根干潟の環境調査を実施しています。

今後も、本計画に基づき、曽根干潟の環境の保全に努めるとともに、利用においては、干潟環境への配慮を求めています。

4. 第2次北九州市生物多様性戦略の推進

(1) 第2次北九州市生物多様性戦略の策定

本市では、平成17年9月に、政令市初の自然環境保全のための基本計画である「北九州市自然環境保全基本計画」を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

平成20年6月には生物多様性基本法が制定され、都道府県、市町村においても、生物の多様性保全と持続可能な利用に関する基本的な実行計画を策定するよう努めることが規定されました。これを受け、平成22年11月に自然環境保全基本計画を改訂する形で「北九州市生物多様性戦略」を策定しました。

この戦略の期間が平成26年度に終了したことを受けて、生物多様性国家戦略で新たに盛り込まれた、生物多様性の恩恵である“生態系サービス”や“生物多様性の危機”などの新しい視点を盛り込んだ「第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)」を平成28年3月に策定しました。

(2) 戦略の推進

『都市と自然との共生 ～豊かな自然の恵みを活用し自然と共生するまち～』を基本理念として、次の5つの基本目標を掲げた。

- ①自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- ②地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- ③自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- ④人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じてできる状態の維持
- ⑤自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

この5つの目標に沿って、60の基本施策に取り組む。

(3) 北九州市自然環境保全ネットワークの会(自然ネット)

第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)は、パートナーシップの考えのもと、市民、NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会(通称「自然ネット」)」意見を聴き、進行管理を行います。自然ネットは、平成18年5月20日の発足以来、35のNPO・市民団体、151人の北九州市自然環境サポーター、11人の学識経験者、15の事業者の参加を得ています。

平成28年度は、著名人による講演会の開催等の「学習」、エコツアーの開催や応援等の「実践活動」など多岐にわたる活動に取り組み、約2,000人の方々が参加しました。

今後も、自然ネットを母体として同戦略の推進を図ることとしています。



自然ネット総会



自然講演会(講師は荒井秋晴氏)
H28.7.23



団体活動紹介

5. 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想

(1) 背景

本市では、産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指す「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」を平成17年6月に策定しました。

本構想は、現在緑が少なく広大な空間(約2,000ヘクタール)が広がる響灘埋立地に、市民・NPO、団体、事業者、市が連携して、自然の創成や自然とのふれあいの場の創出などを図ることとしています。

(2) 今までの取組と成果

具体的な取組として、市民や企業の協力を得て、石峰山から響灘安瀬緑地につながる緑の軸線(公園や道路沿線の緑地)を整備する「緑の回廊づくり」と同構想全体の中核的な事業として、拠点となる緑地を整備する「緑の拠点づくり」があります。



ア. 「緑の回廊づくり」

構想策定後、「緑の回廊づくり」を進めるため、市民、事業者、行政が協力して、どんぐりの種から苗木を育てる仕組み「響・どんぐり銀行」を組織して、数年後に苗木の提供が始まる仕組みづくりを行っています。

平成 17 年度から、地元若松区の赤崎小、小石小が参加して、どんぐり拾いと苗の育成を開始し、更に、地元の企業 7 社や NPO 1 団体に協力してもらい、苗の育成も始まりました。

平成 28 年度には、地元小学校 7 校が参加、更に、育苗に、小学校 8 校、14 事業者、NPO 等 5 団体の他、市民も参加し、活動の裾野が広がってきています。

そして、平成 18 年 3 月には、「緑の回廊づくり」の取組の一つとして、市民、NPO、団体、企業、市が協働して、国道 495 号沿道にシイ、カシ、クヌギなど苗の植栽を行う「鳥がさえずる緑の回廊植樹会」が、九州電力（株）の創立 50 周年事業「九州ふるさとの森づくり」と併催で行われました。（5,000 本）

植樹会は平成 28 年度までに 12 回開催され、116,500 本を植樹しました。平成 28 年度は向洋町の国道 495 号沿いに 6,500 本の植樹を行い、参加者数も約 1,500 人（初年度約 250 人）と大幅に増え、活動の裾野が広がってきています。



若松中央小学校によるどんぐりポットづくり H27.3.5



小石小学校から育苗協力企業への苗贈呈式 H19.3.1

◆響・どんぐり銀行 平成 28 年度 育苗参加企業・団体（順不同）

九州電力（株）北九州支社
NS プラント設計（株）
日本通運（株）北九州支店エコタウン事業所
日本コークス工業（株）北九州事業所
楽しい（株）
グリーンパーク
NPO 法人北九州ビオトープ・ネットワーク研究会
イオンモール八幡東
イオン若松ショッピングセンター
西日本コンピュータ（株）
ひびき灘開発（株）
玄海青年の家
西日本家電リサイクル（株）
九州共立大学
JM 活性コークス（株）
大日本印刷（株）（黒崎）、（戸畑）
井筒屋
安川電機
八幡東警察署
青葉台ファーマーズクラブ

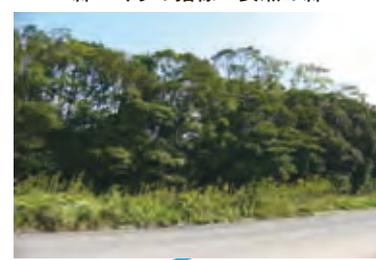
緑の回廊づくり



市民による植樹活動



森づくりの指標：安瀬の森



緑に囲まれた工場立地環境づくり



イメージ図

響灘ビオトープ



イ.「緑の拠点づくり」

「緑の拠点づくり」では、平成 17 年度に緑地整備の基本計画を策定しました。さらに平成 24 年 10 月 6 日には「響灘ピオトープ」がオープンし、一般市民を対象に豊かな自然を見て触れて感じてもらうことができるようになりました。

(3) 今後の取組

今後は、本構想に基づきに 30 万本のどんぐり苗の植樹を目標に、響・どんぐり銀行と並行して植樹会を進めていきます。



鳥がさえずる緑の回廊 植樹会 (H28.3.26)

6. 環境首都 100 万本植樹プロジェクト

(1) 目的

「環境首都 100 万本植樹プロジェクト～(愛称) まちの森」は、環境モデル都市の第 1 号の取組として、平成 20 年 10 月 4 日、環境首都シンボルイベントである「エコスタイルタウン」で、記念となる 1 本目が市長から赤ちゃんに手渡され、スタートしました。

本プロジェクトでは、“みんなで植えれば 100 万本!” を合言葉に、市民・企業・NPO・行政などさまざまな主体が、市内各地に植樹を行っています。

プロジェクトの推進組織として、スタートと同時に、市民、企業、NPO、行政などからなる「みどりネット」(みんなでどこかで りよっかネットワーク) を併せて創設しました。



プロジェクトスタート時のイベント

(2) 成果

平成 28 年度(平成 29 年 3 月末時点)は、20,283 本の苗木が市内各地に植樹されました。



7. 自然環境保全活動支援事業

平成 18 年度から市民の自主的かつ継続的な活動を推進するため、市民団体等が行う自然環境保全活動やその啓発活動に対して活動費用の一部を助成しています。

平成 28 年度は 11 団体に助成を行いました。



8. 自然環境の保全と都市部の緑の創出

(1) 背景

本市は昭和38年に五市合併によって誕生し、その2年後に策定した市のマスタープランの中で、生活環境の改善を図るための公園緑地の整備に取り組みました。これに基づき、市内の風致地区を大幅に見直し、市内最大規模の都市公園「響灘緑地」の整備に着手しました。さらに、公害の克服と緑のまちへの転換を目指す「グリーン北九州プラン」（昭和47年策定）に基づき、自然の保護と活用を図りながら公園や街路樹を整備した結果、まちの緑の量が増え、市民の緑に対する意識が高まるなどの成果を得ることができました。21世紀に入り、社会環境が変化し、市民ニーズの多様化・高度化に対応して平成4年に「緑の基本計画」を策定し、特色ある緑の保全と緑化、体系的な公園の整備などに取り組んできました。

そして近年の急速な環境問題や超高齢少子化を受けて、平成24年2月に「緑の基本計画」を改訂し、新たな視点による緑のまちづくりを進めています。

(2) 北九州市「緑の基本計画」

「緑の基本計画」は、「環境首都を目指し」、「うるおいとにぎわいのある緑のまちづくり」を進めていく上で重要な役割を担う緑に関する基本的な考えをとりまとめたものです。

この計画は、「パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都・北九州」をテーマとして、「環境首都の魅力」「健康・生きがい」「安全」「協働」の4つの視点に基づき、計画の目標年次を平成32年と定めて、緑のまちづくりや公園づくりなどの施策を展開します。

テーマ

「パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都・北九州」

計画の4つの視点



緑の都市像の早見図



◆計画の目標量

項目	目標量 (H32年度)	現在の状況 (H28年度末)	備考
市街地(市街化区域)の緑の担保	市街区域の9.5%	市街区域の8.3%	①+②+③+⑤ / (市街化区域面積) 20,435
特別緑地保全地区の指定	① 100ha	83.3ha	
工場緑地及び工場等緑化協定	② 400ha	375.3ha	
緑に親しむ公園や緑地の整備	1,660ha 17.6㎡/人	1,458.1ha 15.3㎡/人	③+④+⑤ ③+④+⑤ / (29.4.1推計人口) 950,429
都市公園面積	③ 1,245ha	1,174.8ha	一人あたりの公園面積12.36㎡
自然公園園地等や森林公園面積	④ 218ha	218.0ha	
港湾緑地面積	⑤ 197ha	65.3ha	
環境首都100万本植樹	80万本	68万本	
地域に役立つ公園づくりワークショップ	55地区	31地区	
市民協働による緑化や管理の箇所数	2,100箇所	2,040箇所	

(3) 緑の保全と活用

ア. 風致地区の指定

風致地区指定の目的は、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和をはかり、快適な生活環境をつくることです。そのために制定された「北九州市風致地区条例」に基づき、指定区域内に建物を建てたり、土地の造成等を行う場合は許可を受ける必要があります。

◆北九州広域都市計画風致地区 (指定 昭和42年12月1日)

風致地区名	面積 (ha)	備考
和布刈風致地区	70.0	門司区
部崎風致地区	159.0	〃
庄司風致地区	31.0	〃
喜多久風致地区	173.8	〃
風師風致地区	1,130.7	〃
足立・戸ノ上風致地区	1,872.7	門司区、小倉北区、小倉南区
貴風致地区	2,086.7	小倉南区
徳吉風致地区	165.0	〃
血倉風致地区	4,666.0	小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区
養福寺風致地区	39.6	八幡西区
大池風致地区	181.4	〃
金比羅風致地区	161.3	戸畑区、八幡東区、小倉北区
夜宮風致地区	11.5	戸畑区
北海岸風致地区	629.5	若松区
石峰山風致地区	1,492.5	〃
計 15箇所	12,870.7	

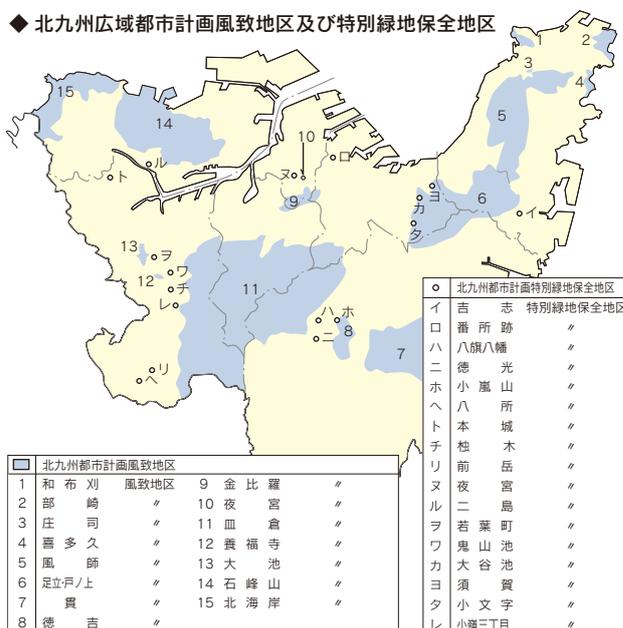
イ. 特別緑地保全地区の指定

緑のネットワークを形成するうえで、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地については、特別緑地保全地区として指定し、現状のままの保全を行っています。

◆北九州広域都市計画特別緑地保全地区 (平成29年3月31日現在)

名称	面積 (ha)	指定年月日
八幡八幡特別緑地保全地区	1.7	昭和49.8.20
徳光特別緑地保全地区	0.2	昭和49.8.20
八所特別緑地保全地区	0.8	昭和49.8.20
夜宮特別緑地保全地区	1.3	昭和49.8.20
吉志特別緑地保全地区	1.5	昭和50.3.8
番所跡特別緑地保全地区	1.0	昭和50.3.8
本城特別緑地保全地区	41.0	昭和50.3.8
柵木(たぶのき)特別緑地保全地区	4.4	昭和50.3.8
前岳特別緑地保全地区	1.6	昭和50.3.8
小嵐山特別緑地保全地区	4.9	昭和52.10.13
二島特別緑地保全地区	5.0	昭和55.6.24
若葉町特別緑地保全地区	0.8	昭和55.6.24
鬼山池特別緑地保全地区	7.5	昭和55.6.24
大谷池特別緑地保全地区	1.6	昭和56.12.15
須賀特別緑地保全地区	2.2	昭和56.12.15
小文字特別緑地保全地区	2.1	昭和62.6.20
小嶺三丁目特別緑地保全地区	5.7	平成13.3.16
計 17箇所	83.3	

◆北九州広域都市計画風致地区及び特別緑地保全地区



ウ. 自然公園

本市には、「自然公園法」及び「福岡県立自然公園条例」に基づき、瀬戸内海国立公園、北九州国定公園、玄海国定公園の一部、筑豊県立自然公園の一部があります。その総面積は8,953haで、市域面積の約18%を占めています。

◆北九州市域の自然公園面積 (平成29年3月31日現在)

公園名	地区	面積 (ha)	種別				
			特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
北九州国定公園 (昭和47.10.16区域指定) 平成8.10.28区域変更	風師・戸ノ上～足立山地区	781	—	—	—	781	—
	平尾台地区	979	320	140	458	61	—
	福知・血倉地区	5,029	—	145	437	4,447	—
	計	6,789	320	285	895	5,289	—
瀬戸内海国立公園 (昭和31.5.1区域指定) 昭和32.10.23区域変更 平成3.7.26区域変更	和布刈地区	46	—	—	43	—	3
玄海国定公園 (昭和31.6.1区域指定) 平成2.2.13区域変更	若松北海岸地区	54	—	—	53	—	1
筑豊県立自然公園 (昭和25.5.13区域指定) 平成8.5.17区域変更	北九州市域内	2,064	—	—	—	—	2,064

(注) 海面を除く

a. 公園計画に基づく風致景観保護及び適正利用

国立・国定公園等の自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的に指定されるものであり、保護計画と利用計画からなる公園計画に基づき、風致景観に支障を及ぼすような一定行為が禁止及び制限されています。

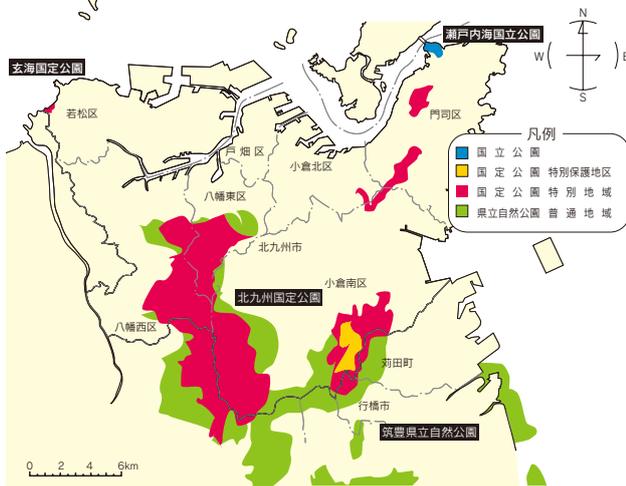


b. 平尾台地区の施設整備及び公有地化

平成2年8月策定の平尾台地区保護管理計画に基づき、平尾台全域の効果的な利用を図るため、駐車場や公衆トイレ、園地、園路等の整備を行ってきました。整備が進む中、平成12年5月に、平尾台の自然の保護や監視、平尾台の価値や魅力を最大限に活かした自然環境教育の普及等を目的として、県と市により、「平尾台自然観察センター」が整備されました。

また、県と市が協力して行っていた監視員制度も、この平尾台自然観察センターの業務として引き継がれ、平尾台の自然を守るための保護・監視が続けられています。

◆自然公園位置



平尾台自然の郷

平尾台の自然を生かした集客施設や地域振興のための施設「平尾台自然の郷」を平成15年4月に開園しました。「人と自然の共生」をテーマに、陶芸やそば打ちなどの体験教室や、地元で採れた食材を揃えた売店、芝生広場、遊具、キャンプ施設など、自然と親しみ、遊び、学べる施設です。また、平尾台の自然環境や文化を守り継承していく拠点施設としても、取り組んでいます。



DATA

- 住所 / 北九州市小倉南区平尾台
- TEL/093-452-2715
- 入園料/無料
- 休園日 / 火曜日(祝日振替休日の場合翌日)、年末年始(12月29日~1月3日)
- 駐車料金 / 普通自動車300円 中型・大型自動車1,000円
- キャンプ施設料金 / 日帰りオートキャンプ2,000円/区画 フリーキャンプ1,300円/区画 宿泊オートキャンプ3,000円/区画 フリーキャンプ2,000円/区画
- 日帰り 4月1日~3月31日
- 宿泊 4月22日~11月4日

工. 保存樹の指定

巨木・古木は、緑あふれる美しい都市景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。

また、このような巨木・古木は次世代にひきつぐ貴重な財産です。

そのため、本市では「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、保存すべき樹木を指定し、保護に努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断等を行っています。

◆保存樹の数 (平成29年3月31日現在)

樹種名	クスノキ	イチヨウ	クロガネモチ	タブノキ
本数	54	49	12	12
樹種名	スタジイ	エノキ	その他	計
本数	10	6	41	184

(4) 緑のネットワークづくり

都市の緑は、ゆとりや安らぎといった心の豊かさを実感させてくれるとともに、気温の調節や街の美しさの演出等に役立っています。これら緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化をめざした緑のネットワークをつくります。緑のネットワークの具体的な構成は、公園、学校、官公庁施設、道路、河川等の公共用地を中心として行なうものとし、視覚的效果が期待される民有地の緑についても活用を図ります。

ア. 公共用地の緑化

市街地における緑の拠点となるように公園、街路、河川等の公共公益施設で緑化の充実を図っています。昭和47年度から現在までの累計で約500万本の植樹を行っています。

◆都市緑化事業の実績 (平成28年度末) (単位: 本)

緑化種別	累計
公園緑化	1,690,556
街路緑化	2,628,765
公共施設等緑化	1,040,622
計	5,359,943

イ. 民有地の緑化

緑豊かで、美しい街づくりを進めていく中で市街地の大部分を占める民有地の緑化は重要です。本市では、「緑地協定」「工場等緑化協定」などの様々な施策を通して地域ぐるみの緑化を進めています。

(ア) 緑地協定

市街地の快適な住環境を確保するため、地域住民相互の合意によって締結された協定を認可し、住民自らの手で行う街の緑化活動を支援しています。

協定では区域、植栽樹木の種類、場所、垣、柵の構造等緑化に関する事項を取り決めており、平成29年3月31日現在、39地区179.8haの協定が成立しています。

イ)工場等緑化協定

職場環境の向上及び地域住民の生活環境の保全を図るため、「北九州市工場等緑化推進要綱」に基づき、事業者と工場等緑化協定を結び、市内の工場等の緑化を推進しています。

また、中小企業については緑化のための費用の一部を助成しています。

平成 29 年 3 月 31 日現在、44 の大企業、100 の中小企業と協定を締結し、緑化面積は約 227.4ha となっています。

ウ.花のまちづくり

近年、市民の価値観の多様化、高度化が進み、緑の量の豊かさだけでなく、地域の個性を生かした快適空間づくりへの要請が高まっています。そうした中で、潤いのある美しい都市景観づくりに「花」は、なくてはならない存在となっています。

平成 5 年度に策定した「北九州市花の総合計画」では、街の個性と美しさを演出する花づくりを効果的に推進するため、花に関する事業を総合的に体系化し、これまで花のまちづくりに取り組んできました。

現在は「緑の基本計画」(平成 24 年度改訂)にこの計画を盛り込み、彩りのある環境首都を目指し、今後もより一層、市民や企業と協働で花のまちづくりを推進します。

◆花のまちづくりの体系(3つのテーマ)と事業内容

(花を知り、花に親しもう) 花の普及活動	・フラワーバンク制度 ・花新聞の発行 ・花情報の発信(インターネットの利用) ・市の花ひまわりの普及
(花をいっぱい咲かせよう) 花づくりの実践	・花咲く街かどづくり事業 ・花と緑の車窓景観整備 ・花の名所づくり ・福祉施設と連携した花の街づくり事業
(花の輪を広げよう) 花づくりの活性化	・花と緑のまちづくりコンクールの開催 ・花咲く街かどづくり技術講習会の開催 ・うえるっちゃ!花壇 ・フラワーコーディネーター制度

ア)花咲く街かどづくり事業

「花」を街かどに積極的に取り込むことによって、都市景観の向上とうるおいのある街づくりを進めることを目的とする花咲く街かどづくり事業は、次の方式よりなっています。

■市民花壇

花に関する市民ボランティア団体である「花咲く街かどづくり推進協議会」が、植付け及び管理する花壇で、一部助成制度があります。

■公共花壇

市の事業として道路、公園、駅前などに市が設置し、管理する花壇です。

■パートナー花壇

市が植付け場所を提供して企業・個人など協力者が植付け・管理する花壇です。

■スポンサー花壇

企業・団体から寄付をいただき、市が植付け・管理等をする花壇です。

■花壇サポーター

市が設置しているプランターに民間協力者が水やり・花から摘みなど管理する花壇です。

◆平成28年度 花咲く街かどづくり事業

花壇の種類	団体数	参加人数	箇所数	植付面積(m ²)
市民花壇	566 団体	15,078 人	587	31,503
公共花壇	—	—	69	1,774
パートナー花壇	12 団体	—	12	339
スポンサー花壇	10社・団体	—	3	131
花壇サポーター	10団体	—	8	84 (基)

イ)花と緑の車窓景観整備事業

花と緑の車窓景観整備は、まちの印象を形づくる主な鉄道・道路などの車窓からの景観を花と緑で修景するものです。JR 鹿児島本線九州工大前駅前の桜等の実績があります。

エ.市民、企業、行政が一体となった緑化活動の推進

・北九州市水と緑の基金

都市緑化の推進と水辺環境の整備を図り、都市景観の向上と市民の緑化に対する関心を深めること等を目的として昭和 61 年 10 月に「北九州市水と緑の基金」を設置しています。

この運用益金をもとに、以下に示す水と緑と花のまちづくりを推進しています。

◆北九州市水と緑の基金の積立額 平成 29 年 3 月 31 日現在

28 年度積立額	28 年度取崩額	基金現在高	基金目標額
31,017,972円	1,478,900円	305,560,220円	500,000,000円

水と緑と花のまちづくり事業の内容

- ・基金の趣旨の普及、啓発活動(パンフレット類の作成等)
- ・都市緑化の推進に関する事業(緑化助成、花と緑の展示会、イベントの開催等)
- ・水辺環境の整備に関する事業
- ・自然保護に関する事業(自然観察教室の開催、樹木の維持保存等)
- ・環境形成に関する調査、研究活動

(5) 体系的な公園の整備

ア.各種公園の整備

平成 28 年度末の都市公園の整備状況は、総数 1,709



箇所、総面積 1,174.8ha で、市民一人当たりの公園面積は 12.36m² です。今後も施設内容の充実と新たな公園整備を行っていきます。また港湾緑地の整備状況は総数 46 箇所、総面積は 65.3ha です。平成 28 年度末の公園・緑地の開設面積は下表のとおりです。

◆都市公園開設面積（平成28年度末）

種 類		開設面積累計 (ha)
都 市 公 園	街 区 公 園	206.3
	近 隣 公 園	114.3
	地 区 公 園	69.8
	総 合 公 園	70.2
	運 動 公 園	65.6
	特 殊 公 園	148.2
	緑 道・緑 地	108.6
	広 域 公 園	387.4
	そ の 他	4.4
	小 計	1,174.8
港 湾 緑 地		65.3
計		1,240.1

(注) 港湾緑地を算入した公園・緑地面積 12,401,070m² (一人当り 13.05m²) (県営公園を含む)

イ. 山田緑地の整備・「30 世紀の森づくり」

(ア)背景

山田緑地は、かつて弾薬庫として使用されていたため、現在に至るまで約半世紀にわたり一般の人たちの利用が制限されてきました。この豊かな自然が、市街地近くに残されていたことは、私たちにとって貴重な財産といえます。

(イ)これまでの取組と成果

この森を守り、育て、学びながら、遠い未来の人たちに自然保護の大切さを伝えるため、「30 世紀の森づくり」を基本テーマとして、整備計画を策定しました。計画では、この森を私たちとさまざまな生き物たちが共に生きることを考える場として、森の自然に触れ、体験しながら観察することができる利用区域と環境保護を優先する保護・保全区域とに区域分けをしました。利用区域の一部は、平成 7 年 5 月に開園しました。

山田緑地では、四季を通じて森の中から鳥のさえずりが聞こえ、渡り鳥たちが羽を休める姿を観察することができます。

(ウ)今後の取組

山田緑地は、散策や自然観察等の利用だけでなく、自然環境教育の場として活用されています。特に、自然環境保全や教育活動において市民参加による活動が大きな役割を担っています。今後もより活発な活動の場とし、山田緑地を核としたネットワークを形成することにより、自然環境保全の輪を広げる必要があります。

ウ. 勝山公園の整備・「21 世紀の都心のオアシス空間」

(ア)背景

都心に豊かな緑が存在することで、身近な日常生活においてうるおいと安らぎのある環境が生みだされ、日々の暮らしを心地よくし、明るい活気ある都心空間が創出されます。

勝山公園は、小倉都心部のさらなるにぎわいの創出と回遊性を高めるため、「21 世紀の都心のオアシス空間」をテーマとして、道路や河川、周辺の市街地と一体となった再整備を行いました。

(イ)これまでの取組

・「市役所南側エリア」

紫川と一体となった面積約 9,000 m²の大芝生広場や水上ステージの整備された紫川一帯では、様々なイベントや、大規模なフリーマーケットが開催され、市民の活動の場として有効活用されています。

この大芝生広場は災害時に避難地やヘリポートとしても利用され、都心の防災拠点としての機能をもっています。

・「中央図書館エリア」

イチヨウ並木の主軸園路と、既存の樹木を活かした木陰のある芝生広場は、ヒートアイランド現象の緩和を図っているばかりでなく周囲の図書館や文学館と相まって、木陰で読書や語らいができる、静かで文化の香り高い、市民の憩いの場となっています。

また、足にやさしいゴムチップ舗装の散策路は、膝にもやさしくウォーキング等にも最適で、その途中には高齢者も利用しやすい健康器具を設置しており、健康づくりの場として、多くの市民の皆さんに利用されています。

・「子どもの遊び場エリア」

昔からあるタコのすべり台やゾウやライオンなどの動物遊具に加え、クジラや海賊船、どんぶりタワー遊具など子ども達がワクワクするような遊びの工夫を盛り込んだ場所です。

見通しを確保しながら、既存樹木を活かした木陰のある小山やベビーベッドなど備えた多目的トイレもあり、親子連れでゆっくりと楽しめる場所となっています。

・「市民プール跡地」

先に完成した大芝生広場と一体となつてにぎわいを創出でき、また、木陰で憩いながら快適な時をすごせるように、芝生広場に高木を植栽するとともに、夏にうるおいや清涼感が感じられるよう、ミスト装置を備えています。

平成 22 年度には、イベントやボランティア活動等の促進や、エコへの取組を学べる場となるよう、太陽光発電など環境に配慮したグリーンエコハウスが完成しました。

(6) 課題と今後の取組

今後、北九州市「緑の基本計画」を推進するにあたり、整備費や維持管理のコスト縮減に努め、より効率よく実施する必要があります。そのためには、コストの抑制を図るとともに、市民参加による実施計画、整備、維持管理を推進する必要があります。市民参加を促すPR啓発活動に取り組みます。

9. 親しみのある河川の整備

(1) 環境に配慮した河川整備

ア. 背景

近年、治水・利水に重点をおいた従来の河川整備に加えて“自然豊かな川づくり”が求められ、平成9年の河川法の改正により、環境への配慮は、付加価値的な位置付けから、河川の改修・管理における目的の一つとなりました。国土交通省では、河川の自然の営みを視野に入れ、地域特性にも配慮し、河川が本来有している良好な生物環境、並びに河川風景を保全・創出することを目的とした「多自然川づくり」を展開しています。

イ. これまでの取組と成果

本市でも、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全・創出を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりに取り組んでいます。このほか、洪水時に遊水池や調節池等として利用される池を、市民が水とふれあえる場や、ピオトープとして整備し、水と緑のゆたかな水辺空間を創造しています。

ウ. 今後の取組

紫川では、下流部の「マイタウン・マイリバー整備事業」に続き、貫船橋から東谷川合流点までの8.3kmを、周辺環境と調和し、ふるさとと薫りあふれる川づくりを目指す「ふるさとの川整備事業」として福岡県と共同で構想を策定しました。(市施工区間は桜橋から東谷川合流点までの1.5km)この区間では、貴重な生物が数多く生息することが確認されており、生態系の保全、復元に配慮した河川整備を行っています。



徳吉東三丁目（亀年橋下流）

(2) 市民参加型の河川整備

ア. 背景

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくための方策として、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる、市民参加型の川づくりに取り組んでいます。

イ. これまでの成果と取組

紫川では、平成2年に「マイタウン・マイリバー整備事業」の認定を受け、河川や道路、公園、建築といった分野の垣根を越え、川を中心としたまちづくりを進めてきました。

板櫃川では、河川愛護活動が盛んであったため、平成元年度にラブリバーの認定を受け、市民の要望を整備計画に盛り込み、市民参加の川づくりを進めてきました。平成8年度には、八幡東区高見地区が「水辺の楽校（がっこう）」に登録され、住民、小学校などとの協議を重ね、平成11年、整備計画を策定し、平成19年7月に完成しました。この水辺の楽校をフィールドとして、地域が一体となった清掃活動や、環境学習の実施など、特色のある活動が行われています。

また、撥川は、平成7年度に「河川再生事業」に採択され、河川を都市空間の貴重な財産として再生するため、市民自ら計画づくりに参加する取組を行いました。具体的には、沿川住民で構成された「地域部会」、一般公募した「わかもの部会」、行政を横断的に組織した「行政部会」の3部会を設け、平成9年3月「撥川ルネッサンス計画・基本構想」をまとめました。平成18年度には、九州厚生年金病院跡地（文化・交流拠点地区）の上流から京良城池まで（延長2.1km）が完成し、平成24年度は、文化・交流拠点地区の河川改修が完了しました。

ウ. 今後の取組

紫川では、様々な団体が連携し、河川愛護活動の一層の充実を図れるよう、平成15年8月に「紫川流域会議」が発足しました。これら団体のネットワークを生かして、紫川の賑わいを創出し、自然を活かした川づくりに取り組んでいます。

板櫃川では平成14年8月に、行政区を越えた「板櫃川・梶田川流域会議」が発足しました。板櫃川を軸とした市民団体や行政とのネットワークを構築することで、川づくりを通じた地域づくりを進めているところです。また、板櫃川の中流部の高見地区において、平成8年度から「水辺の楽校プロジェクト」を進めています。計画段階から地域の小学生や住民の意見を取り入れた市民参加の川づくりを行ってきました。この水辺の楽校の整備が平成19年度夏に完成し、現在はこの水辺の楽校が板櫃川流域のイベントや環境学習



などの活動拠点となるように地域と一体となって取り組んでいます。

(3) ほたるのふるさとづくり

ア. 背景

都市化に伴う河川の水質汚濁などにより、市内のホタルは一時期すっかり減少しましたが、公共下水道の普及や多自然型の河川整備等により河川の水質や生き物の生息場が回復し、もう一度ホタルを呼び戻そうと熱心に続けられたホタルの保護活動が実を結びつつあります。

イ. これまでの取組

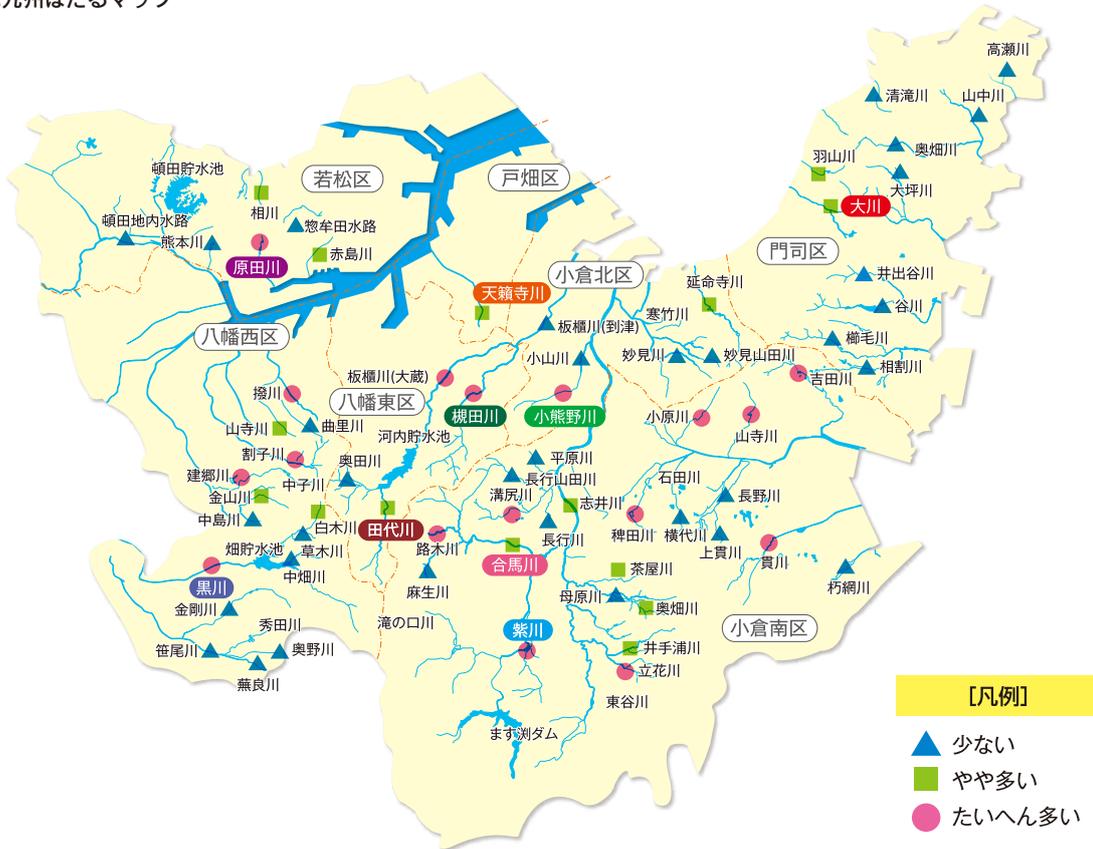
本市では、人もホタルもすみ良い快適環境の実現と、ホタルをとおして地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、平成4年度から「ほたるのふるさとづくり」を展開し、小学校や地域、ホタル愛護団体等を対象に、ホタルを通じた環境学習を目的とした「ほたる出前講演」、

ホタルの保護育成活動についての現地指導を行う「ホタルアドバイザーの派遣」、ホタル愛護団体の活動支援を目的とした「ホタル育成助成金の交付」などさまざまな事業を順次開始しました。

平成7年には、ホタル愛護団体の関係者が中心となり「北九州ほたるの会」が結成され、ホタル愛護団体相互の情報交換が行われるようになりました。

平成14年4月には、ホタル愛護団体等の市民活動の中心となり、ホタルをはじめとする水生生物や水辺環境に関する学習や情報交換の場として、「北九州市ほたる館」がオープンしました。北九州市ほたる館は、1年中昼間でも光るホタルの成虫を観察できる、全国でも珍しい施設です。また、自分でホタルを育てる「マイホタル制度」や、水辺環境全般について学ぶ「ほたると水辺の環境学習会」を開講するなど、ホタル保護活動を支援しています。さらに、平成25年10月には、市西部地区の拠点施設として「香月・黒川ほたる館」がオープンし、ホタル愛護団体の方々

◆北九州ほたるマップ



※このマップは平成28年5月30日～6月6日の調査にもとづいたものです。

をはじめ、多くの市民の方にご利用いただいています。

また、毎年ホタルの飛翔時期に市民と行政が協力して、ホタルの飛翔調査を行っています。近年では、市内60以上の河川でホタルが生息していることが確認され、飛翔調査の結果は、「ほたるマップ」にまとめ、ホームページなどにも掲載しています。

このように、「ほたるのふるさとづくり」はホタルを通じて、水辺環境の改善につなげるだけでなく、環境学習や世代を越えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。

ウ. 今後の取組

本市は、ホタルを通じた河川生態系の保護保全活動をホタル愛護団体や地域の皆様と協力しながら進めています。

今後も「北九州市ほたる館」及び「香月・黒川ほたる館」を中心として、水辺における生物多様性を維持、改善するとともに、人間の生活と自然環境の共存を目指します。

10. 臨海部の整備

(1) 港湾緑地の整備

ア. 背景

港湾の環境整備については、港湾及び周辺地域の快適な環境を維持し、一般市民及び港湾地域就業者の利用に供するため、港湾環境整備施設として、臨港地区内に緑地を整備しています。

イ. これまでの取組

(ア) 港湾環境整備施設計画の策定

策定時期：平成24年1月の港湾計画改訂

目標年次：平成30年代前半

計画面積：197.4ha（平成24.3.31現在）

概要：成熟社会に向けて、豊かな水辺や緑の空間を暮らしの中に生かすとともに、人間的な触れ合いや心ゆたかで魅力ある文化をはぐくむ環境づくりが求められています。それらを踏まえて、港湾の良好な環境を形成するため、緑地を整備するものです。

【緑地の機能・目的】

(イ) 成果

港湾緑地の整備状況（平成29年3月31日現在）は、下表のとおりです。

◆ 港湾緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始年月日
門司	新門司1号緑地	4,000	H 3. 7.20
	今津公園緑地	10,200	H 3. 7.20
	新門司フェリーふ頭緑地	600	H 6.11. 1
	新門司東緑地	56,900	H22.5.29
	津村島緑地	58,100	H28.9.20
	太刀浦中央緑地	6,000	S56. 4. 4
	太刀浦1号緑地	5,000	S57. 7.20
	太刀浦2号緑地	1,000	S56. 8.21
	太刀浦5号緑地	3,400	S57. 7.20
	太刀浦6号緑地	1,800	S56. 8.21
	太刀浦7号緑地	7,400	S61.11. 4
	太刀浦8号緑地	8,300	H 4. 7.13
	太刀浦運動公園緑地	16,200	H 3. 1. 1
	太刀浦東公園緑地	6,600	H 5. 3.22
	旧門司遊歩道緑地	6,600	H17. 6.10
	西海岸1号緑地	3,300	H 3. 2.15
	西海岸2号緑地	7,100	H 3.10.18
	西海岸3号緑地	5,800	H 9.11.17
	西海岸親水緑地	2,400	H 6. 8. 1
	西海岸イベント広場	5,000	H15. 7.18
北九州市旧門司税関緑地	1,900	H 7. 3.22	
西海岸休憩所緑地	1,100	H17. 3.10	
旧大連航路上屋緑地	5,300	H25.7.19	
小倉	砂津緑地	4,200	H29.3.24
	日明東1～5号緑地	3,700	S49. 4. 1
	浅野臨海部防災1号緑地	4,700	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災2号緑地	3,200	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災3号緑地	3,700	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災4号緑地	2,000	H20. 9. 1
	延命寺護岸遊歩道緑地	3,400	H23. 3.31
洞海	八幡東田緑地	33,200	H 9.12. 9
	久岐の浜マリンコア緑地	2,400	H 9. 8. 6
	若松ふ頭1号緑地	5,100	H 9. 8. 6
	若松ふ頭2号緑地	1,600	H 9. 8. 6
	若松南海岸緑地	2,700	H 9. 8. 6
	響灘1号緑地	59,800	H 7. 1.13
	響灘2号緑地	144,500	H 9. 8. 6
	響灘3号緑地	66,000	H14. 3.28
	響灘4号緑地	53,500	H21.11. 1
	響灘エコタウン緑地	7,600	H13. 6.28
	安瀬公園緑地	5,800	H10. 4.20
	戸畑親水緑地	3,400	H12. 7.11
	新川緑地	150	H19. 1. 1
松ヶ島緑地	500	H18. 4. 1	



響灘 2 号緑地

ウ. 今後の取組

港湾環境整備施設計画に位置づけた緑地については、社会の動向や市民の要請を考慮しながら、順次整備を行っていきます。

(2) 海岸緑地の整備

ア. 背景

今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な計画である「海岸保全基本計画」を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸づくりを目指しています。

イ. これまでの取組

(ア) 豊前豊後沿岸海岸保全基本計画の策定

- 策定時期：平成 15 年 3 月（平成 28 年 3 月変更）
- 対象範囲：福岡県 3 市 3 町（北九州市・苅田町・行橋市・椎田町・豊前市・吉富町）
大分県 6 市 8 町 1 村〔策定当時〕

総延長：約 640km

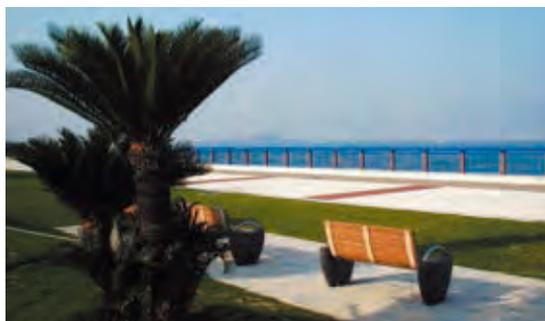
概要：「ひとと自然の調和を図り、安全で美しく、いきいきした海岸へ」を基本理念に、防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進しています。親水空間の創出など、様々な海岸に関するニーズを踏まえ、海浜公園などの緑地を整備するものです。

(イ) 成果

海岸緑地の整備状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）は、下表のとおりです。

◆ 海岸緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始年月日	備考
門司	新門司海浜緑地	10,100	H16. 4. 1	緑地部分のみ供用開始
	大里海岸緑地	11,400	H19. 1.30	



大里海岸緑地

ウ. 今後の取組

計画に基づく個別事業の実施にあたっては、災害等からの安全性確保、周辺環境や利用への配慮の観点から、適切かつ効率的な整備手法を採用するとともに、様々なニーズに対応するため、関係機関、地域住民や海岸利用者などと一体となって事業を推進していきます。

(3) 新・海辺のマスタープラン～魅力ある海辺づくり計画～

ア. 計画策定の経緯

水際線の市民利用の促進を目的として、平成 6 年に「市民に親しまれる水際線づくりマスタープラン」を策定し、平成 14 年にはそれを、「海辺のマスタープラン 2010」として改訂しました。

その後、本市の海辺が多くの人に利用され、親しまれるよう、目標とする海辺の将来像や取り組み方針を広く市民に示すため、平成 23 年に「新・海辺のマスタープラン」を策定し、平成 28 年には、市民意識や社会経済環境の変化などを踏まえて、計画の見直しを行いました。

イ. 計画の期間と対象地域

- 期間：平成 23 年度～平成 32 年度（2020 年度）
- 箇所：市内全域の水際線と近接する海域及び陸域の一带
- 対象者：市民だけでなく、広く国内外からの来訪者も含める

ウ. 海辺づくりのコンセプトと基本方針

○ 海辺づくりのコンセプト

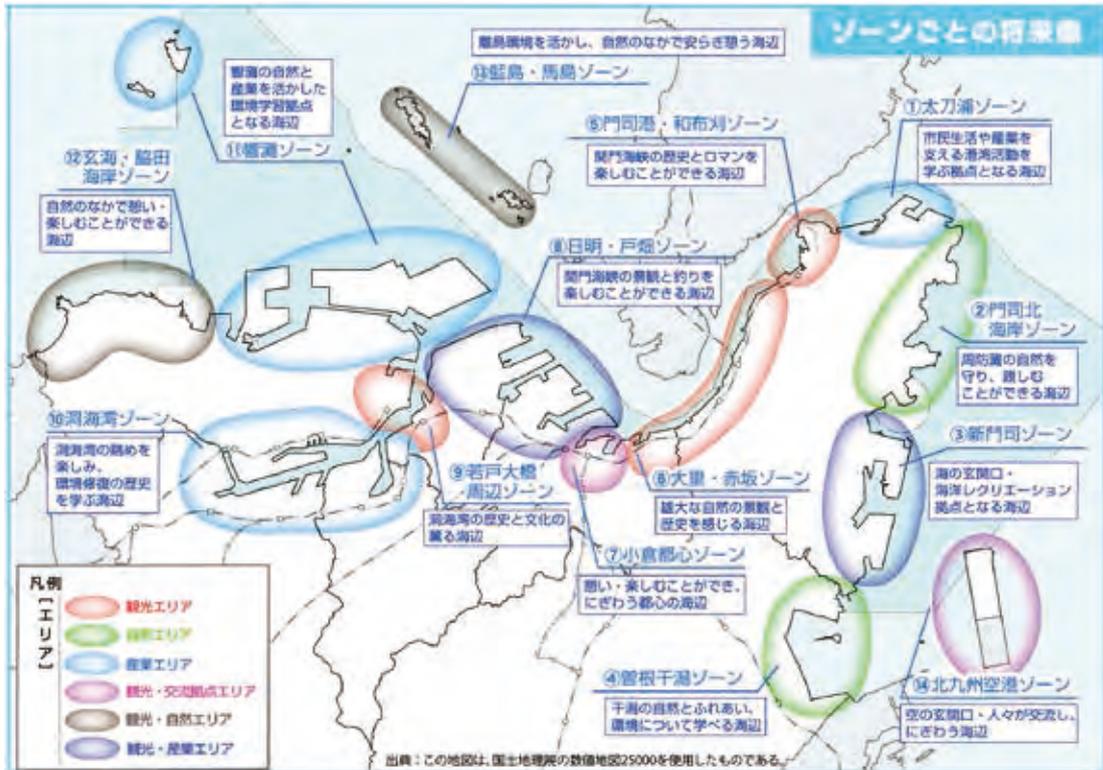
～海辺を舞台に 憩い・学び・遊ぶ！～
魅力ある海辺をめざして

○ 目標

利用できる海辺を増やす
親しまれる度合いを高める

○ 基本方針

- 方針 1 場の提供～訪れることのできる海辺を増やす
- 方針 2 機会の提供～訪れるきっかけをつくる
- 方針 3 情報の提供～もっと海を知ってもらう
- 方針 4 環境を守る～環境と共生する海辺をめざす



(4) ムラサキガイを用いた洞海湾の環境修復体験教室

ア. 背景

平成 15 年度から 16 年度に、北九州市港湾局（当時）、環境科学研究所、国土交通省九州地方整備局が共同で「ムラサキガイを用いた洞海湾の環境修復技術開発調査」を行い、市民参加型の環境修復手法「マイロープ・マイ堆肥」を開発しました。

平成 17 年度からは、その成果をもとに「ムラサキガイを用いた洞海湾の環境修復体験教室」を地元の小学校と取り組んでいます。

ムラサキガイによる環境修復技術の概要

マイロープ（ロープに竹を扇状に吊るしたもの）に定着したムラサキガイが海中の窒素やリンを吸収した赤潮プランクトンを摂取し、富栄養化を防ぎます。窒素やリンを吸収したムラサキガイは陸上に回収し堆肥として活用します。

浄化イメージ図

陸上に回収し堆肥化（マイ堆肥）

外敵生物

捕食動物のあるムラサキガイの殻

イ. これまでの取組と成果

平成17年度から平成28年度までに地元の小学生約1,600人を対象に、総合学習の時間を利用して、マイロープの吊り下げからマイ堆肥作りまでを体験する「環境修復体験教室」を実施しました。

ウ. 今後の取組

引き続き、海への親しみを育成するとともに、海的环境に対する意識の醸成に努めます。



地元小学生による環境修復体験教室

11 . 里地里山の保全と利用

(1) 森林

ア. 背景

本市における森林面積は、18,598ha で地域の約 4 割を占めています。この森林は、林業生産活動の場のみならず、水源のかん養や土砂流出の防備、また、市民の森林レクリエーションの場として利用されるなどの公益的な役割を果たしています。

このうち、特定の目的を達成するために森林の施業や



土地の形質変更の行為等を法により制限した森林が保安林です。

◆森林の面積 単位：ha

地域面積	森林面積			森林比率
	国有林	民有林	計	
49,195	2,871	15,727	18,598	37.8%

資料：「遠賀川地域森林計画書(平成29.4.1)」
民有林面積は、地域森林計画対象森林。国有林面積は、林野庁所管面積。

◆保安林の種類別面積 単位：ha

区 分	面 積
水源涵養のための保安林	2,380
災害防備のための保安林	1,458
保健、風致の保存等のための保安林	1,463
合 計(重複指定を含む)	5,301
実面積	3,854

資料：「遠賀川地域森林計画書(平成29.4.1)」

イ. これまでの取組と成果

本市の森林を健全に育成するため、森林の保育や、林道などの整備を行っています。施策としては「市営林の育成」や「林道などの生産基盤の整備」、「荒廃森林の間伐等」「私有林の森林管理経費に対する助成」などがあります。

ウ. 課題と今後の取組

本市の林業は、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化等から経営意欲の減退や生産活動の長期停滞が生じています。森林が持つ多様な公益的機能を発揮するためには適切な施策を実施することが不可欠です。

今後は林道・作業道等生産基盤の整備はもとより効率的な森林施業の実施に向けて、施業の共同化・機械化などに取り組むとともに、継続的な森林施業を支える林業事業者や林業機械のオペレーターなどの人材の育成に取り組む必要があります。

(2) 農地

ア. 背景

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的機能を持っており、優良農地を保全していくことが必要です。

イ. これまでの取組と成果

都市計画等の土地利用との調整を図りながら農業振興を進めていく農業振興地域制度を実施し、農業上の利用を確保すべき土地として1,447haの農用地区域を指定し、優良農地の確保に努めています。

ウ. 課題と今後の取組

遊休農地の増加等により農地の多面的機能等が失われつつある地域もあり、意欲ある農家への農地集約、集落ぐるみでの農地保全や市民が農業とふれあう場としての活用などを進めます。

12. 自然とのふれあいの推進

(1) 背景

北九州市環境基本条例には、「豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること」が定められています。この北九州市環境基本条例及び第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)に基づき、市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創出するため、エコツアー(自然環境講座)を開催しています。

(2) これまでの取組と成果

エコツアー(自然環境講座)は、平成14年度から開催しており、平成28年度は、環境局が主催するものとして、カブトガニ産卵観察会を、市民団体と協働して実施しました。また、NPOが主体のエコツアーも開催されており、自然とのふれあいの機会が増えています。

■カブトガニの産卵観察【環境局主催】

開催日：平成28年7月24日(日)
場 所：曾根干潟(小倉南区)
参加者：32人
共 催：日本カブトガニを守る会福岡支部



カブトガニの幼生を観察する参加者

(3) 課題と今後の取組

今後も本市に生息する希少な野生生物に関する情報を収集するとともに、市民が本市の自然の豊かさを再発見できるように講座を実施していきます。

第2節 安心して暮らせる快適なまちづくり

産業公害は、関連法令や公害防止施設の整備等により大幅に改善されてきましたが、自動車や新幹線による騒音、地下水汚染など一部の地域で課題を残しています。一方で、光化学オキシダントや黄砂、微小粒子状物質（PM2.5）の問題など、地域の努力だけでは解決できない広域的な問題も発生しています。今後とも工場等に対し、より密度の高い監視、指導等の実施を継続し、きめ細かな対応を着実に進めること、幅広い事業者に対して社会的責任（CSR）への取組を促していくこと、さらには、海外を含めた広域的な問題に対して、関係機関との連携を図りつつ、解決していくことが求められています。

1. 北九州市公害防止条例

(1) 背景

条例の制定は、公害防止に関する市民の要望に応え、法を補完し、きめ細かな公害行政を推進するものであり、公害防止に対する市の積極的な姿勢を示すものです。

本市においては、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定しました。

これにより、法律の規制対象外となっている公害発生施設に対しても、公害防止上必要な措置がとられることとなりました。

(2) 公害防止協定

本市では、地域の実情に合った公害防止に取り組むため、新たに工場が進出する際に公害審査を行い、公害の発生するおそれのある工場については、公害防止条例に基づいて工場と公害防止協定を締結しています。協定は、大気、水質、騒音、振動、悪臭及び工場緑化等に関する総合的な環境保全対策や、排出濃度等の具体的な数値を取り決めており、実効性の高いものです。

協定締結の第1号は昭和42年9月の戸畑共同火力株式会社です。これまでの締結件数は215件（うち失効123件）になり、現在の締結件数は92件です。

◆公害防止協定締結状況

年 度	締結件数	解除等失効件数
昭和42～昭和46	74	1
昭和47～昭和51	86	58
昭和52～昭和56	6	3
昭和57～昭和61	7	4
昭和62～平成3	6	9
平成4～平成8	8	6
平成9～平成13	7	13
平成14～平成18	2	2
平成19～平成23	10	22
平成24	1	1
平成25	1	3
平成26	2	0
平成27	5	1
平成28	1	1
計	216	124

2. 公害防止計画

(1) 背景

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、関係都道府県知事が策定するものです。

その目的は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、実施すべき公害の防止に関する施策を定めるものです。国及び地方公共団体は、計画の達成に必要な措置を講じることとされています。

(2) これまでの取組

本市では、昭和47年度に昭和56年度を目標年次にした「北九州地域公害防止計画」が福岡県知事により策定されました。また、昭和52年度には、汚染物質についての目標変更などに伴い、計画の全面的な見直しが行われました。その後、未だ解決を要する問題が残されていたため、引き続き総合的な公害防止施策を講じる必要があるとして、昭和57年度・62年度・平成4年度・9年度・14年度・19年度に、それぞれ5年間の延長計画が策定されました（平成19年度は4年間の延長計画）。

計画に基づく様々な取組により、地域の環境質は大きく改善されました。しかし、周防灘等の水質汚濁など改善すべき課題も残っており、今後とも公害防止に係る施策を総合的・計画的に推進する必要があることから、平成23年度に平成32年度を目標とする第8期公害防止計画が策定されました。

(3) 今後の取組

引き続き、本市の公害防止対策の推進に取り組んでいきます。



3. 大気環境の保全

(1) 大気環境の現況

ア. 概況

大気汚染に関しては、環境基本法第 16 条等の規定に基づき、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 11 項目について環境基準が定められています。

本市は、大気汚染の状況を把握するため、これらの物質を 14 箇所的一般環境大気測定局及び 5 箇所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っています。

環境基準が設定されている 11 項目のうち、平成 28 年度は、ほとんどの項目が環境基準に適合していましたが、光化学オキシダントが全測定局で、微小粒子状物質が大部分の測定局で環境基準に不適合でした。

近年、光化学オキシダントや微小粒子状物質については、西日本の広い地域で濃度が上昇することがあります。濃度の上昇は、都市汚染の影響の少ない九州西端の離島でも観測されていることや、国立環境研究所のシミュレーション結果などから、大陸からの越境大気汚染の影響があったもの

と考えられます。広域的な汚染は一自治体では十分な対応ができないため、従来から行っている工場・事業場のばい煙等の規制監視に加え、国への要望並びに国立環境研究所と連携した調査などを実施しています。

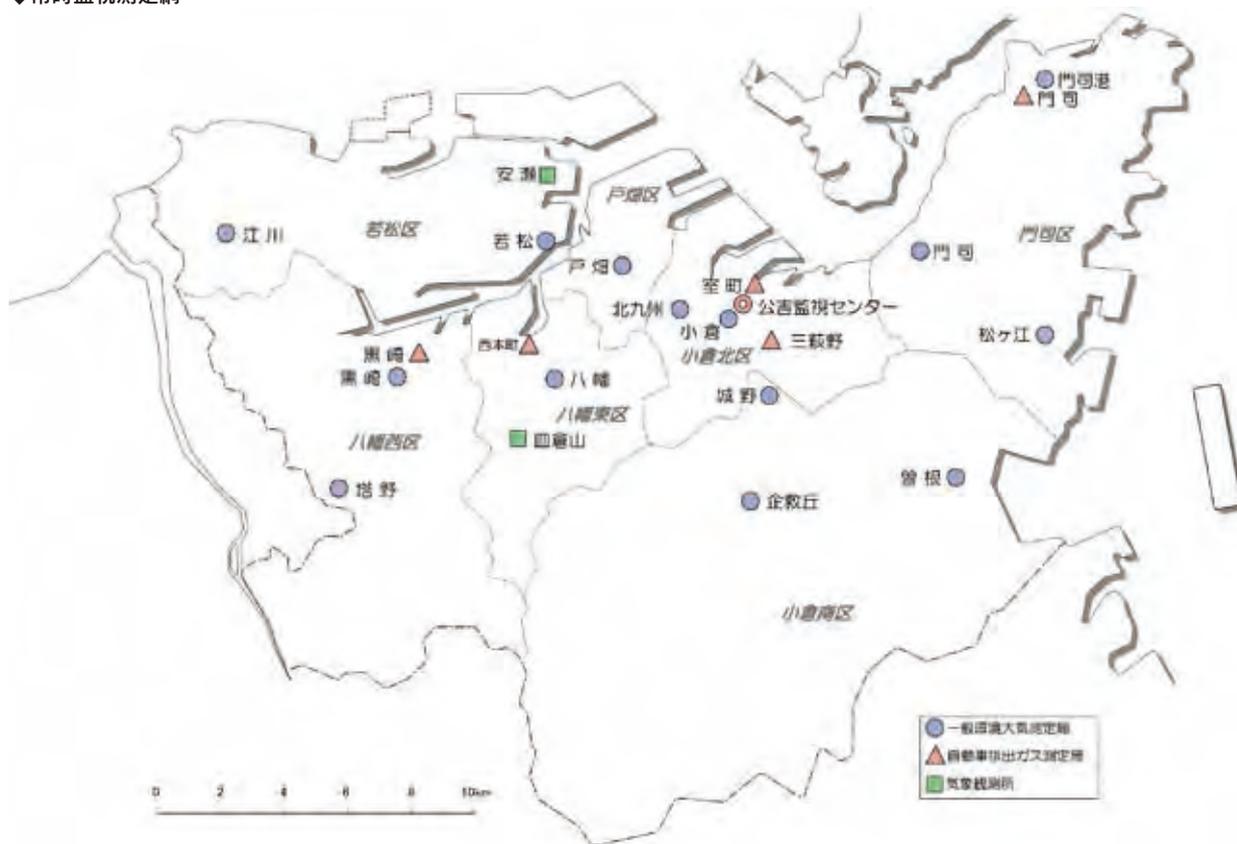
イ. 監視体制の整備

本市における大気汚染の常時監視体制は、市全域に配置された測定局と公害監視センターを結ぶテレメーターシステムを採用しています。

「一般環境大気測定局」は、環境省が示した「『測定値の地域代表性』を考慮した一般環境大気測定局の配置について」(昭和 61 年 3 月 3 日 環大規第 34 号)に基づき、平成 2 年 7 月から現在の 14 局体制となっています。また、「自動車排出ガス測定局」を 5 箇所、「気象観測所」を 2 箇所設置しています。

この他、大気汚染の常時監視を補完するためのデポジットゲージ法による降下ばいじん量の調査、自動車排出ガスに係る大気汚染の状況等を把握するための移動測定車による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質濃度の調査、近年問題となっている優先取組物質の調査等も実施しています。

◆常時監視測定網



ウ. 測定結果

平成 28 年度の測定結果は次のとおりです。

なお、環境基準の適合状況は光化学オキシダントを除き、長期的評価によるものです。

(ア)二酸化いおう

全ての一般環境大気測定局（14 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。各測定局における年平均値の全市平均値は 0.002ppm で、過去 10 年間は横ばい状態です。

(イ)二酸化窒素

全ての一般環境大気測定局（14 局）及び自動車排出ガス測定局（5 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は 0.014ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.022ppm で、各々過去 10 年間は緩やかな減少傾向です。

(ウ)一酸化炭素

一般環境大気測定局の北九州局及び全ての自動車排出ガス測定局（5 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。北九州局における年平均値は 0.4ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.4ppm で、各々過去 10 年間は横ばい状態です。

(エ)浮遊粒子状物質

全ての一般環境大気測定局（14 局）及び自動車排出ガス測定局（5 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は 0.021 mg / m³、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.023mg/ m³で、各々過去 10 年間は横ばい状態です。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（二酸化いおう等 6物質）

区分	項目	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		適合局 / 測定局数	適合率 (%)								
一般環境 大気 測定局	二酸化いおう	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100
	二酸化窒素	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100
	一酸化炭素	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100
	浮遊粒子状物質	13 / 14	93	13 / 13	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100
	光化学オキシダント	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0
	微小粒子状物質	0 / 2	0	0 / 6	0	0 / 10	0	2 / 10	20	3 / 10	30
自動車 排出ガス 測定局	二酸化窒素	5 / 5	100	4 / 5	80	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
	一酸化炭素	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
	浮遊粒子状物質	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
	微小粒子状物質	0 / 1	0	0 / 1	0	0 / 1	0	0 / 1	0	0 / 1	0

(注) * 適合状況は長期的評価によるものである。(光化学オキシダントは短期的評価によるものである)。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（ベンゼン等4物質）

項目	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	適合局 / 測定局数	適合率 (%)								
ベンゼン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
トリクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
テトラクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
ジクロロメタン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100

(注) 測定局は一般環境大気測定局3局(北九州観測局、企救丘観測局、若松観測局)及び自動車排出ガス測定局1局(西本町測定所)の計4局。



(オ)光化学オキシダント

全ての一般環境大気測定局(14局)で測定を行いました。光化学オキシダントについては年度を通じた長期的な評価ではなく、1時間値での評価を行います。評価時間帯(5時～20時)での環境基準適合状況は、全測定局とも不適合でした。また、評価時間帯に各測定局において環境基準に適合した時間数の割合は、84.8%～96.7%の範囲でした。

各測定局における評価時間帯の年平均値の全市平均値は0.036ppmで、過去10年間は横ばい状態です。

(カ)微小粒子状物質 (PM2.5)

平成23年度から新たに測定を開始した項目で、平成28年度は、一般環境大気測定局(10局)と自動車排出ガス測定局(1局)で測定を行いました。各測定局の年平均値は、13.0 μg/m³～22.6 μg/m³で、環境基準の適合状況については、3局で適合し、昨年度に比べ適合局が1局増えたものの、他の8局は不適合となりました。

また、北九州局で微小粒子状物質の成分分析を、季節ごとに1回、計4回ずつ行いました。

(キ)ダイオキシン類

詳細はP105「7.化学物質対策」を参照。

(ク)ベンゼン等4物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松局並びに自動車排出ガス測定局の西本町局の4箇所、毎月1回の測定を行いました。

全ての測定局で環境基準に適合していました。

(ケ)降下ばいじん

市内11箇所でデポジットゲージ法による測定を行い、全市平均値は3.9t/km²/月で、月別・箇所別の測定範囲は0.3～17.8t/km²/月でした。全市平均値の経年変化は昭和40年代(20.2t/km²/月、昭和43年度全市平均)と比較すると、近年は大幅に低い値で安定した状態が続いています。

(コ)アスベスト

一般環境大気測定局の松ヶ江、北九州、企救丘、若松及び黒崎局で測定を行いました。年平均値の全市平均値は0.06本/ℓと低い値でした。

(サ)優先取組物質

a. 調査目的

環境大気中から低濃度ではあるが一部の大気汚染物質が検出されていることが報告されており、その長期暴露による健康被害が懸念されています。このため、物質の有害性や大気環境濃度から見て健康リスクが高いと考えられる優先取組物質(平成8年10月中央環境審議会答申22物質)について、大気汚染の状況を把握するため、環境大気中の濃度調査を平成9年10月から実施しています。

b. 調査内容

平成9年2月に環境省から示された「有害大気汚染物質モニタリング指針」に基づき、分析法が示されている優先取組物質17物質(ベンゼン等4物質及びダイオキシン類を除く)について、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松局並びに自動車排出ガス測定局の西本町局の4箇所で、毎月1回測定を行いました。

指針値が示されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン及びマンガン及びその化合物の全ての物質において指針値を満たしていました。

エ. 緊急時等の措置

本市では、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置として、光化学オキシダントに関する注意報等の発令基準、周知方法、ばい煙排出量の削減要請等を規定した「北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱」(昭和59年7月1日施行)を策定しています。

平成28年5月30日に、7年ぶりとなる「注意報」を発令しました。

微小粒子状物質については、平成25年3月より、国の暫定指針に基づき、濃度が1日平均70 μg/m³を超えることが予想されるとき、福岡県が「注意喚起」を行うこととなりました。

平成28年度は、注意喚起が必要な濃度となることはありませんでした。

(2) 発生源対策

ア. 概況

大気汚染防止法(以下「法」という。)では、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制等を定めています。また、北九州市公害防止条例(以下「条例」という。)では、法の対象より小規模のばい煙に係る施設の規制等について定めています。

法及び条例に基づき、工場・事業場に対して、大気汚染物質排出の規制・指導を実施しています。

(ア) 硫黄酸化物規制

法及び条例による規制には、施設ごとに排出口の高さに応じて排出量を規制するK値規制と、工場・事業場全体の排出量を規制する総量規制、使用する燃料の硫黄含有率を規制する燃料規制があります。

K値は、地域ごとに定められており、本市は全国で2番目に厳しいレベルとなっています。

総量規制は、昭和49年11月に、北九州市及び苅田町の区域が硫黄酸化物にかかる総量規制地域に指定され、昭和51年12月、総量規制基準及び燃料使用基準が告示されました。1時間当たりの原料及び燃料使用量が重油換算値で1kL以上の工場・事業場については、工場・事業場ごとに排出する硫黄酸化物の量を規制する総量規制基準が定められ、50L以上1kL未満の工場・事業場については、使用する燃料に含まれる硫黄分を0.6%以下とする燃料使用基準が定められています。

さらに、本市は法による総量規制を補完するため、市内主要工場との間で、1社あたりの最大着地濃度を0.007ppm以下とする硫黄酸化物に係る公害防止協定を締結しています。

(イ) 窒素酸化物規制

法では、窒素酸化物の排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、これと同時に濃度を薄めて排出することを防ぐため、排ガス中の残存酸素濃度による補正を行っています。

また、本市では、昭和59年12月に、法に基づく全国一律の規制基準のみでは将来にわたって環境基準を維持することは困難であるとの考えから「北九州市における窒素酸化物対策の基本方針」を策定し、昭和60年3月には、これを具体化した「北九州市窒素酸化物対策指導要綱」を制定しました。

(ロ) ばいじん規制

法及び条例では、ばいじん排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、窒素酸化物と同様に、排ガス中の残存酸素濃度による補正を行っています。

(ハ) その他の有害物質規制

法は、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、カドミウムとその化合物、塩素と塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化珪素及び鉛とその化合物について排出基準を定めています。

(ニ) 揮発性有機化合物（VOC）規制

揮発性有機化合物（VOC）は、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質等の生成原因物質の一つです。工場などからのVOC排出を抑制するため、平成18年4月に法で排出基準が定められました。VOC排出量削減については、法規制と事業者の自主的取組による排出・飛散抑制を組み合わせること（ベストミックス）により、図られています。

なお、環境省によれば、全国のVOC排出量は平成12年度から平成26年度までに5割以上削減されています。

(ホ) 一般粉じん規制

法は、物の破碎、選別等の機械的処理や鉱物及び土石の堆積に伴い発生又は飛散する粉じんを「一般粉じん」として、一般粉じん発生施設の種類ごとに「構造並びに使用及び管理基準」を定めています。

(ヘ) 特定粉じん規制

法は、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある粉じんを「特定粉じん」として定めており、現在、石綿（アスベスト）がその規制対象物質となっています。

建築物の吹付けアスベスト除去などの特定粉じん排出等作業については、作業場を隔離するなど飛散防止のための「作業基準」が定められています。また、平成25年6月に法が改正（平成26年6月施行）され、解体等工事を行う場合、その受注者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務づけられました。

(ヒ) 指定物質抑制基準

法は、有害大気汚染物質の中から「排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質」（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを指定し、指定物質の排出施設ごとに抑制基準を定めています。

(フ) 北九州市アスベスト対策連絡会議

本市では、庁内の関係課で組織する「北九州市アスベスト対策連絡会議」を平成元年9月1日に設置し、相互に連携を図りながら、アスベスト対策に取り組んでいます。

イ. 取組状況**■ 立入検査**

工場・事業場への立入検査は、大気汚染防止法第26条、ダイオキシン類対策特別措置法第34条、北九州市公害防止条例第21条、及び特定工場における公害防止組織の整



備に関する法律第 11 条の規定に基づき実施しています。

立入検査においては、ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等について、施設の管理状況及び自主測定の結果を確認するとともに、公害防止管理者等の職務遂行状況を検査し、発生源自主監視体制の強化を指導しています。また、大規模なばい煙発生施設については、煙道排ガス等の

測定を実施し、排出基準の適合状況等を検査しています。この他、夜間等の時間外パトロールを必要に応じ実施しています。

◆平成 28 年度立入検査の実施状況

種 別		工場・事業場数	施設数	
届出内容等検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	136	898
		一般粉じん発生施設	44	576
		特定粉じん作業（養生確認）	61	
		揮発性有機化合物排出施設	12	35
	北九州市公害防止条例（ばい煙）		11	19
	ダイオキシン類対策特別措置法		10	14
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		100	
煙道排ガス等測定	大気汚染防止法	燃料中の硫黄分	12	12
		窒素酸化物	9	13
		硫黄酸化物	7	9
		ばいじん	5	6
		有害物質	4	4
		特定粉じん作業	15	
		揮発性有機化合物排出施設	4	4
ダイオキシン類対策特別措置法		4	4	
時間外立入	ばい煙発生施設		33	123
苦情その他立入検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	0	0
		一般粉じん発生施設	0	0
		特定粉じん作業	0	
		揮発性有機化合物排出施設	0	0
	北九州市公害防止条例（ばい煙）		0	0
	ダイオキシン類対策特別措置法		0	0
その他		4		
行政指導件数		7	7	

4. 水環境の保全

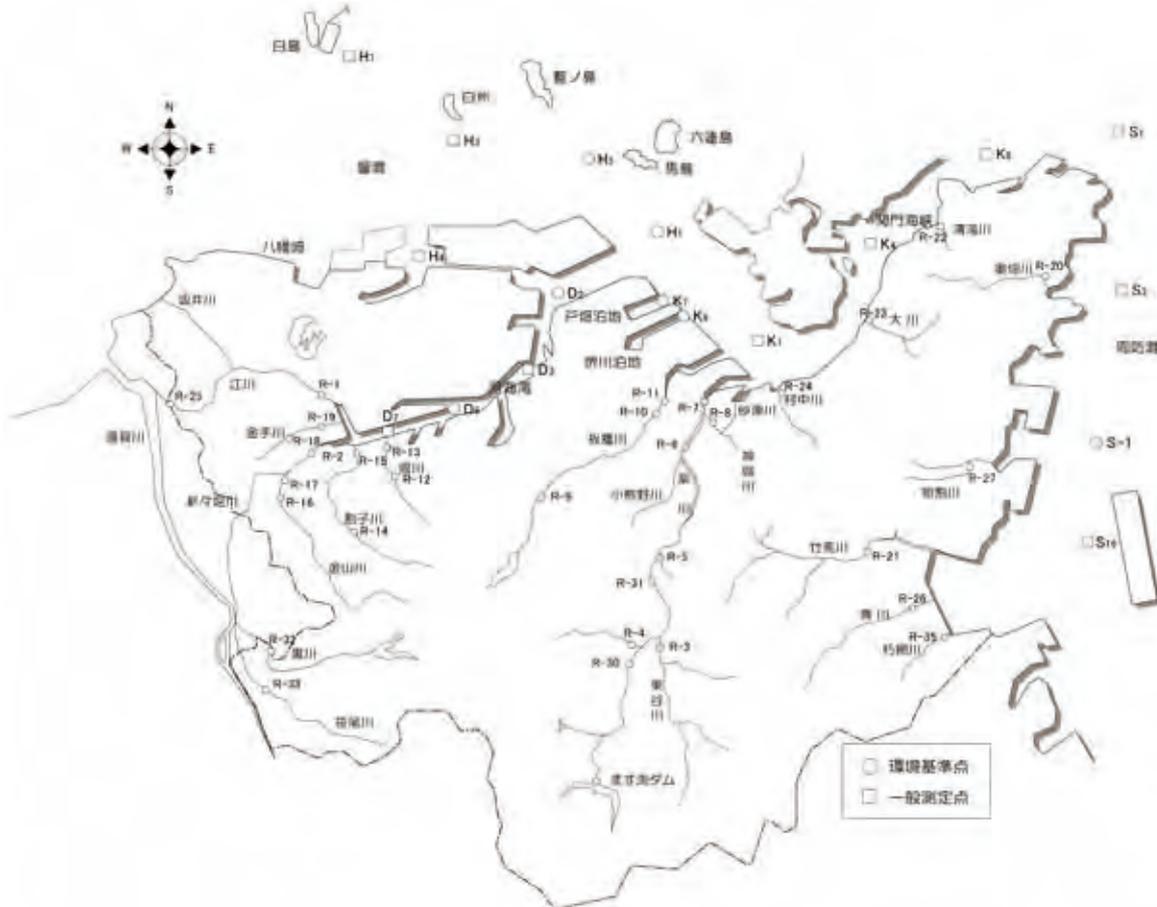
(1) 水環境の現況

本市の公共用水域における水質の状況は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排出基準の設定や瀬戸内海環境保全

特別措置法等に基づく工場・事業場に対する規制、さらには公共下水道の整備等の施策の実施により、改善されています。

公共用水域の水質、底質及び生物調査等の結果は、次のとおりです。

◆平成 28 年度 河川・海域及び湖沼水質測定地点



河川環境基準点	
R-1	栄橋
R-2	本陣橋
R-3	加用橋
R-4	御園橋
R-5	志井川下流点
R-6	紫川取水堰
R-7	勝山橋
R-8	且邊橋
R-9	指場取水堰
R-10	換橋
R-11	新港橋
R-12	旧厚生年金病院横の橋
R-13	JR引込線横の橋
R-14	的場橋
R-15	JR鉄橋下
R-16	新松井堰
R-17	新々壺川合流前
R-18	矢戸井地
R-19	洞北橋
R-20	宮前橋
R-21	新開橋
R-22	暗渠入口
R-23	大里橋
R-24	村中川橋
R-25	江川橋
R-26	神田橋
R-27	恒見橋

河川一般測定点	
R-30	八ヶ瀬橋
R-31	桜橋
R-32	うめざき橋
R-33	壺川合流前
R-35	新貝橋

海域測定地点		
水域名	地点名	類型
洞海湾	D ₁	B
	D ₂	C
	D ₃	
	D ₄	
	D ₅	
響灘	H ₁	A
	H ₂	
	H ₃	
	H ₄	
	H ₅	
関門海峡	K ₁	A
	K ₂	
	K ₃	
戸畑治地	K ₇	C
堺川治地	K ₈	C
黒防灘	S ₁	A
	S ₂	
	S-1	
	S ₄	



ア. 河川

(ア)環境基準の類型指定

市内には、1級河川8、2級河川19、準用河川24及び普通河川208の河川があります。現在、水質汚濁に係る環境基準の類型指定が行われ環境基準が設定されている河川は16河川です。

(イ)監視測定

平成28年度における河川の監視測定は、16河川の環境基準点(27地点)及び4河川の一般測定点(5地点)の32地点で実施しました。一般測定点は、環境基準点を補完する目的で設けています。

(ウ)水質の現況

平成28年度の河川の調査結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

カドミウム、全シアン等の27項目について環境基準点及び一般測定点の22地点で年1回調査した結果、ほう素を除く26項目については、全地点で環境基準に適合していました。

ほう素は6地点で、環境基準を超過しましたが、これらの地点は、感潮域で海水中に含まれるほう素の影響を受けています。

b. 生活環境項目

河川の代表的な水質指標であるBODの測定結果は、次表のとおり全環境基準点において、環境基準に適合していました。

c. 要監視項目

今後の環境基準への移行を踏まえた要監視項目(ク口口ホルム等26項目)について、環境基準点のうち8地点において年1回測定した結果、全地点において指針値に適合していました。

(エ)河川浄化対策連絡会議

下水道の普及等に伴い河川の浄化が進むにつれて、河川の環境への市民の関心が高まり、市民から汚水・油等による河川の汚染や、魚類のへい死等の苦情・通報が寄せられるようになりました。本市では昭和60年に関係部局・各区役所と福岡県北九州市土整備事務所で組織する「北九州市河川浄化対策連絡会議」を設置し、相互に連携しつつ苦情・通報に対し迅速に対応しています。

◆平成28年度 河川のBOD 調査結果

(単位: mg/l)

区分	河川名	測定地点名	環境基準		BOD 75% 値	適否
			類型	基準値		
環境基準点	江川	栄橋	D	8	1.2	○
		江川橋	C	5	0.9	○
	新々堀川	本陣橋	C	5	1.6	○
	紫川	加用橋	A	2	0.5	○
		御園橋	A	2	0.5	○
		志井川下流点	A	2	0.5	○
		紫川取水堰	A	2	0.6	○
	神嶽川	勝山橋	B	3	0.5	○
		巨過橋	B	3	0.6	○
	板櫃川	指場取水堰	A	2	<0.5	○
		境橋	A	2	0.5	○
		新港橋	B	3	0.6	○
	撥川	旧厚生年金病院横の橋	B	3	<0.5	○
		JR引込線横の橋	C	5	0.7	○
	割子川	的場橋	B	3	0.5	○
		JR鉄橋下	D	8	2.2	○
	金山川	則松井堰	C	5	2.3	○
		新々堀川合流前	C	5	2.3	○
	金手川	矢戸井堰	B	3	0.8	○
		洞北橋	D	8	1.2	○
奥畑川	宮前橋	A	2	0.6	○	
竹馬川	新開橋	D	8	2.3	○	
清滝川	暗渠入口	A	2	<0.5	○	
大川	大里橋	B	3	0.6	○	
村中川	村中川橋	B	3	0.5	○	
貫川	神田橋*	B	3	0.5	○	
相割川	恒見橋	B	3	0.5	○	
一般測定点	紫川	ハヶ瀬橋	A	2	<0.5	○
		桜橋	A	2	0.5	○
	黒川	うめざき橋	—	—	<0.5	—
	笹尾川	堀川合流前	—	—	1.1	—
朽網川	新貝橋	—	—	1.3	—	

※代替として善(くつわ)橋で採水

イ. 湖沼

(ア)環境基準の類型指定

本市内の湖沼(ます刈ダム)について、平成15年3月31日に水質汚濁に係る環境基準の類型指定及び環境基準の設定が行われました。

(イ)監視測定

平成28年度における湖沼の監視測定は、1環境基準点(ダムサイト)で実施しました。

(ウ)水質の現況

平成 28 年度の水質測定結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

カドミウム等 27 項目について、年 1 回測定した結果、環境基準（健康項目）に適合していました。

b. 生活環境項目

(a) COD

代表的な水質指標である COD の調査結果は、下表のとおり、環境基準（生活環境項目）に適合していました。

◆平成 28 年度 湖沼の COD 調査結果 (単位：mg/l)

水域	類型	達成期間	環境基準	75%値	適否
ます淵ダム(全域)	湖沼 A	直ちに達成	3 以下	2.1	○

(b)全燐

全燐は、下表のとおり環境基準に適合していました。

◆平成 28 年度 湖沼の全燐調査結果 (単位：mg/l)

水域	類型	達成期間	環境基準	平均値	適否
ます淵ダム(全域)	湖沼 II	直ちに達成	0.01 以下	0.009	○

c. 要監視項目

クロロホルム等 26 項目について、年 1 回測定した結果、指針値以下でした。

ウ. 海域

(ア)環境基準の類型指定

本市周辺の海域は、洞海湾及びその近接水域には 4 環境基準点、響灘水域には 2 環境基準点、周防灘水域には 1 環境基準点があり、それぞれ環境基準が設定されています。

(イ)監視測定

平成 28 年度における海域の監視測定は、環境基準点(7 地点)及び一般測定点(11 地点)の 18 地点で実施しました。

(ウ)水質の現況

平成 28 年度の海域の調査結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

25 項目について、環境基準点及び一般測定点(2 地点)の 9 地点で年 1 回測定した結果、全地点で環境基準に適合していました。

b. 生活環境項目

海域の代表的な水質指標である COD の測定結果は、右上表のとおり全 7 環境基準点で環境基準に適合していました。周防灘の一般測定点である S16 の COD が環境基準不適合となった要因としては、閉鎖性水域であ

る瀬戸内海の一部であり、植物プランクトンの増殖や底泥の巻上げの影響を受けやすいことが考えられます。

◆平成 28 年度 海域の COD 調査結果 (単位：mg/l)

区分	水域名	測定地点	環境基準		COD 75%値	適否
			類型	基準値		
環境基準点	洞海湾	D2	B	3	1.8	○
		D6	C	8	2.4	○
	響灘	H1	A	2	1.4	○
		H5	A	2	1.4	○
	戸畑泊地	K7	C	8	1.6	○
	堺川泊地	K8	C	8	1.5	○
周防灘	S-1	A	2	2.0	○	
一般測定点	洞海湾	D3	C	8	2.3	○
		D7	C	8	2.5	○
	響灘	H3	A	2	1.3	○
		H4	A	2	1.3	○
		H7	A	2	1.2	○
	関門海峡	K1	A	2	1.5	○
		K4	A	2	1.5	○
		K6	A	2	1.5	○
	周防灘	S1	A	2	2.0	○
		S3	A	2	2.0	○
S16		A	2	2.1	×	

c. 全窒素及び全燐

全窒素及び全燐の環境基準の適合状況の判定は、水域の年間平均値で判定します。洞海湾水域、響灘及び周防灘水域は、下表のとおり環境基準に適合していました。

◆平成 28 年度 海域の全窒素及び全燐の測定結果 (単位：mg/l)

指定水域名	類型	達成期間	環境基準点	全窒素及び全燐基準値	平均値	適否
洞海湾	IV	イ	D2 D6 K7 K8	全窒素 1 以下	0.63	○
				全燐 0.09 以下	0.035	○
響灘及び周防灘(二)	II	イ	S-1	全窒素 0.3 以下	0.20	○
				全燐 0.03 以下	0.024	○
響灘及び周防灘(ホ)	II	イ	H1 H5	全窒素 0.3 以下	0.18	○
				全燐 0.03 以下	0.018	○

d. 要監視項目

クロロホルム等 26 項目について、環境基準点及び一般測定点の 9 地点で年 1 回測定し、ウランを除く全ての項目で指針値以下でした。ウランは全調査地点で検出され、全ての地点で指針値を超過していましたが、海水中に存在する天然ウランの濃度と同程度でした。



エ. 海水浴場

市民の健全なレクリエーションの場である海水浴場について、昭和 49 年から海水浴シーズン前とシーズン中に水質調査を実施しています。本調査は、環境省の要請により全国の主要海水浴場を対象に行われています。本市における平成 28 年度調査結果は、環境省が定めた判定基準では、岩屋海水浴場、脇田海水浴場ともに、シーズン前、シーズン中も「水質 A」でした。

◆平成 28 年度 海水浴場水質調査結果

水浴場	期間	pH	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	判定
岩屋	シーズン前	8.2~8.3	22	1.3	水質 A
	シーズン中	8.1~8.2	39	1.6	水質 A
脇田	シーズン前	8.2~8.3	4	1.3	水質 A
	シーズン中	8.1~8.3	55	1.5	水質 A

(注) 数値は 12 検体 (3 地点 × 2 回/日 × 2 日) の平均である。

■ 海水浴場調査



オ. 地下水

平成 9 年 3 月に、地下水の水質の汚濁に係る環境基準が設定されました。平成 28 年度は、地域の地下水質の概況を把握するための概況調査、汚染範囲を確認するための汚染井戸周辺調査、汚染井戸を継続的に監視するための継続監視調査を行いました。井戸所有者には結果を通知し、環境基準を超過した井戸については、飲用しないように指導しました。

(ア) 概況調査

平成 28 年度は、市内の全体的な地下水質の概況を調査するため、10 区画の井戸 (各区画 1 井戸) を対象に調査を実施しました。

その結果、3 区画の井戸で環境基準を超過しました。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査

本調査は、概況調査の結果、環境基準を超過した項目について、汚染が判明した井戸の周辺の地域で調査を実施しました。

■ 小倉南区徳力地区

ひ素及びテトラクロロエチレンについて 5 井戸を調査した結果、2 井戸で環境基準を超過しました。

■ 八幡西区上津役及び小嶺地区

ひ素について 8 井戸を調査した結果、2 井戸で環境基準を超過しました。

(ウ) 継続監視調査

平成 28 年度は、平成 27 年度に調査を実施し、汚染が確認された 23 井戸について調査しました。

四塩化炭素が 1 井戸で、1,2-ジクロロエチレンが 1 井戸で、トリクロロエチレンが 2 井戸で、テトラクロロエチレンが 7 井戸で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 8 井戸で、ひ素が 3 井戸で環境基準を超過しました。

主な検出物であるテトラクロロエチレンは、かつてドライクリーニングなどで多く使用されていました。トリクロロエチレン、1-2ジクロロエチレンは、テトラクロロエチレンが土の中で分解し生成したものと考えられます。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、過剰な施肥や、家畜ふん尿の不適切な処理などが原因と推定されます。

◆平成 28 年度 地下水質調査結果

項目名	概況調査			汚染井戸周辺地区調査			継続監視調査		
	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数
カドミウム	10	0	0						
全シアン	10	0	0						
鉛	10	0	0						
六価クロム	10	0	0						
ひ素	10	4	3	13	10	4	4	4	4
総水銀	10	0	0						
PCB	10	0	0						
ジクロロメタン	10	0	0						
四塩化炭素	10	0	0	5	0	0	10	1	1
1,2-ジクロロエタン	10	0	0						
1,1-ジクロロエチレン	10	0	0	5	0	0	10	0	0
1,2-ジクロロエチレン	10	0	0	5	0	0	10	5	1
1,1,1-トリクロロエタン	10	0	0						
1,1,2-トリクロロエタン	10	0	0						
トリクロロエチレン	10	0	0	5	0	0	10	5	2
テトラクロロエチレン	10	1	1	5	1	1	10	8	7
1,3-ジクロロプロペン	10	0	0						
チウラム	10	0	0						
シマジソ	10	0	0						
チオベンカルブ	10	0	0						
ベンゼン	10	0	0						
セレン	10	1	0						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	8	0				8	8	8
ふっ素	10	8	0				1	1	0
ほう素	10	1	0						
塩化ビニルモノマー	10	0	0	5	0	0	10	0	0
1,4-ジオキサン	10	0	0						
井戸数	10	10	4	13	10	4	23	22	20

(注) 超過井戸数：環境基準に定める値を超過した井戸数

カ. 紫川の生物学的な水質調査

昭和 49 年から市内の代表的な河川である紫川について、底生生物の調査を行っています。

(ア) 調査方法

調査方法は、生物指数 (BI) α 法 (ベッカー津田法) で行いました。

ベッカー津田法とは、理化学分析のみでは把握できない長期間にわたる平均的な水質を、川に棲む底生生物相から判定するもので、環境条件の良好な場所は生物の種類が多く、条件が悪くなると種類数が減少する生物学の原則に基づく調査法です。また、生物多様性指数の一つである汚濁指数 (PI) 法も併用し水質判定を行いました。

(イ)調査結果

調査は、紫川の中流から下流及び支流の桜橋、志井川下流点、藪瀬橋、野良川下流点及び篠崎橋の5地点で行いました。調査結果は、「きれい～少し汚れた水域」と判定されました。

採取された水生生物は、カワニナ、トビケラ、カゲロウ、ユスリカなど、全地点で64種類確認されました。

キ. 海域プランクトン調査

富栄養化した海域では、プランクトンが、水中の栄養分を摂取して増殖し、異常繁殖します。この結果、海域のCODが増加することが知られています。したがってプランクトン調査は、その海域の栄養状態を把握することができ、理学的な水質調査とともに環境監視に重要な指標になっています。

(ア)調査地点

洞海湾内で2地点、響灘及び周防灘で各1地点の環境基準点で調査を行いました。

(イ)調査結果

プランクトンの出現状況を調査した結果、周防灘において、7月に植物プランクトンによる赤潮の発生が確認されました。この赤潮による被害は、特に認められませんでした。

ク. 海域底質調査

(ア)調査目的

本市周辺海域の底質については、昭和47年度からその状況を把握するために適宜調査してきましたが、平成3年度から毎年実施し、底質中の水銀等健康項目の状況の推移を監視しています。平成5年度からトリブチルスズ化合物 (TBT) とトリフェニルスズ化合物 (TPT) の調査も行っています。

(イ)調査地点

洞海湾及びその近接水域の4環境基準点及び周防灘の1環境基準点の計5環境基準点で実施しました。

(ウ)調査対象物質

総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、シアン化合物、PCB、TBT、TPT、乾燥減量、強熱減量、全窒素、全燐、COD

(エ)調査結果

成分試験及び溶出試験は、例年と同程度の濃度でした。

ケ. 海域の有機スズ化合物調査結果

有機スズ化合物による海域汚染の状況を把握するため、平成4年度からトリブチルスズ化合物 (TBT) とトリフェニルスズ化合物 (TPT) の水質調査を実施しています。

(ア)調査地点

7環境基準点及び2一般測定点の計9地点で実施しました。

(イ)調査結果

両物質とも平成3年に環境庁が暫定的に設定した水質評価の目安 (水域の利用状況等に応じて、 $0.01 \mu\text{g}/\text{l}$ 以下又は $0.1 \mu\text{g}/\text{l}$ 以下) に適合していました。

コ. 水質汚濁防止対策

(ア)法・条例による規制

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定事業場からの排水について規制を行っています。また、法を補完するものとして、条例を制定し、法対象外の工場・事業場についても規制を行っています。

規制強化の措置として、水質汚濁防止法により、全国一律の排水基準では環境基準を達成することが困難な水域においては、都道府県知事が条例で、より厳しい上乗せ規制を設定できるものとされています。本市では、洞海湾、響灘、関門海峡及び周防灘を含めた瀬戸内海並びに遠賀川水域及び筑前海水域について上乗せ排水基準が設定されています。

平成29年3月31日現在の特定事業場数及び特定施設数は、水質汚濁防止法対象の事業場161、特定施設536、瀬戸内海環境保全特別措置法対象の特定事業場54、特定施設984です。

また、北九州市公害防止条例対象の指定事業場数は3、指定施設数は4です。

(イ)水質総量規制

水質総量規制は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域



的な閉鎖性海域であり、排出基準のみによっては環境基準の確保が困難である水域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源からの汚濁負荷量について総合的・計画的に削減を進めることを目的とした制度です。平成 23 年 6 月に環境大臣が策定した第 7 次総量削減基本方針を受けて、平成 24 年 2 月に福岡県は、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定しました。

本市では汚濁負荷量削減を図るため、総量規制基準適用工場への監視・指導を行っています。

(ウ)地下水汚染防止対策

本市では、水質汚濁防止法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、有害物質を使用している工場・事業場に対し、地下水汚染防止について指導・監視を行っています。法では、汚染された地下水による人の健康に係る被害を防止するため、地下水の水質浄化に係る措置命令等が定められています。平成 24 年 6 月 1 日に施行された改正水質汚濁防止法により、有害物質による地下水汚染の未然防止のための規定が設けられました。

(エ)事故時の措置

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法により事故時の措置及び事故の状態や措置の概要に関する市への届出が義務づけられています。事故時の措置の対象は、当初有害物質及び油でしたが、平成 23 年 4 月の水質汚濁防止法の改正により、生活環境項目及び指定物質が追加されました。また、福岡県の定める条例により水質汚濁防止法の特定事業場以外の工場・事業場についても事故時の措置等が定められています。

(オ)立入検査

工場及び事業場に対しては、水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準の遵守状況に関する排水検査及び汚水処理施設の維持管理状況等に関する確認検査を実施しています。

平成 28 年度の立入検査事業場数は、延べ 209 事業場です。



(2) 水循環の保全

ア. 下水道の整備

下水道は、都市の快適な居住環境の整備と公共用水域の水質保全に欠かすことのできない生活基盤施設です。本市では、第 1 次下水道整備五箇年計画の初年度に当たる昭和 38 年度末での下水道普及率は、わずか 1%弱でしたが、平成 17 年度末には下水道普及率は 99.8%に達し、汚水整備については概成しました。

現在、処理施設として 5 浄化センターが稼動しており、1 日当たり約 41 万 m³ の汚水を処理しています。

◆人口普及率[各区分別] (平成 28 年度末)

	行政区域内人口	処理域内人口	普及率
門司区	100,763 人	100,516 人	99.8%
小倉北区	179,834 人	179,472 人	99.8%
小倉南区	212,951 人	212,680 人	99.9%
若松区	83,987 人	83,572 人	99.5%
八幡東区	68,297 人	68,242 人	99.9%
八幡西区	256,851 人	256,617 人	99.9%
戸畑区	58,652 人	58,652 人	100.0%
全市域	961,355 人	959,751 人	99.8%

※人口は住民基本台帳人口の数値

■合流式下水道の改善

初期に下水道整備に着手した地区は、汚水と雨水を同じ管で排除する合流式下水道で整備されています。

合流式下水道は、雨天時に汚水の一部が未処理で川や海に放流されているため、放流先の汚濁負荷を軽減し、水環境を保全する改善事業に取り組んでいます。

■水洗化促進の制度

下水道法では、水洗化促進のため処理区域の告示後、生活排水等は遅滞なく公共下水道につなぐこととし、便所は 3 年以内に水洗便所に改造することを義務づけています。

本市においては、個人の排水設備及び水洗化改造工事に対し、助成金及び貸付金制度を設けているほか、私道公共下水道等の制度を設け、水洗化の促進に努めています。

- 水洗便所改造助成金・貸付金制度

水洗化工事費の一部助成・貸付を行う

- 水洗化普及相談員制度

未水洗家屋の家庭を訪問し、水洗化の指導と勧奨を行う

- 水洗化あっせん委員制度

水洗化に関するトラブルが生じた場合、仲介を引き受ける

- 共同排水設備等設置助成制度

市民が共同で利用する排水設備等の設置には、設置工事費の一部を助成する

- 低地汚水ポンプ設備等設置助成制度

公共下水道に接続できない低地家屋には、汚水ポンプ設備等の設置工事費の一部を助成する

- 私道公共下水道設置制度

私道にも公共下水道を設置する基準をつくり、町ぐるみの水洗化を促進する

- 排水設備指定工事店制度

排水設備の新設等の工事は、条件を満たしている、市が指定した工事業者でなければ施行できない

- 排水設備責任技術者

排水設備指定工事店には、資格を持った責任技術者を必ず置く

イ. 水質管理

(ア) 水質の状況

下水道の普及とともに、それまでの未処理のまま川や海へ流されていた家庭等の汚水が、浄化センターで処理されて放流されることになり、公共用水域の水質は向上してきました。

このように、浄化センターの役割は水質保全の上で非常に大きいものがあります。

平成 28 年度の各浄化センターの放流水は、法に基づく排水基準に適合していました。

(イ) 工場排水の監視・指導状況

浄化センターへの有害物質等の流入を防止するため、特定事業場を中心に監視・指導を行っています。平成 28 年度末現在、特定事業場は 832 社で、非特定事業場を含め、その中から 500 社を監視対象に選び、採水を含めて 698 回の立入検査を行いました。

水質検査は延べ 534 社について実施し、違反事業場に対しては、行政指導(18 件)により改善を行わせました。

5. 土壌汚染対策

(1) 背景

土壌汚染は、地下水汚染とともに、新たな問題として、その対策が重要な課題となっています。市街地等においては、工場・事業場等跡地の再開発の際に土壌汚染が判明する事例が増加し、社会的関心が高まっています。

土壌については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、平成 3 年に「土壌の汚染に係る環境基準（以下、土壌環境基準という）」が設定されています。

また、それまで農用地以外の市街地等については土壌汚染対策に関する法制度がなかったことから、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的として、平成 14 年 5 月 29 日に「土壌汚染対策法」が公布され、平成 15 年 2 月 15 日より施行されました。

法の施行から 5 年が経過し、同法の見直しを行うために、平成 19 年 6 月に「土壌環境施策に関するあり方懇談会」が設置され、平成 20 年 3 月に同懇談会により「土壌環境施策に関するあり方」が報告されました。同年 6 月「中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会」が設置され、同年 12 月に同審議会から「今後の土壌汚染対策のあり方について」が答申されました。この答申を踏まえて改正された土壌汚染対策法が平成 21 年 4 月 24 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。

(2) 土壌環境基準

平成 3 年 8 月、公害対策基本法(昭和 42 年法律第 132 号)第 9 条(現行、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条)の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として土壌環境基準が告示(平成 3 年環境庁告示第 46 号)されました。この告示の中で、土壌環境基準の項目として、カドミウム、シアン等 10 項目の有害物質が定められました。

さらに、平成 5 年 3 月の水質環境基準の一部改正に合わせ、平成 6 年 2 月には新たにトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等 15 項目の追加、及びヒ素及び鉛についての土壌環境基準が強化され、また、平成 13 年 3 月には、ふっ素及びほう素が、平成 29 年 4 月 1 日には、クロロエチレンについて土壌環境基準が追加されました。

また、平成 11 年 12 月、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)が告示されました(平成 11 年環境庁告示第 68 号)。



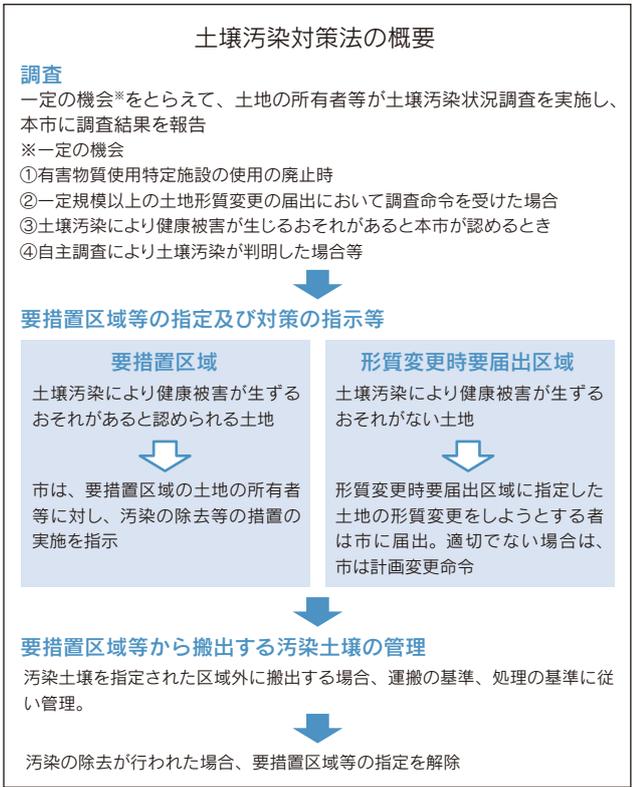
本市では、平成 11 年度から土壌中のダイオキシン類の調査を行っています。

(3) 土壌汚染対策の状況

ア. 土壌汚染対策法

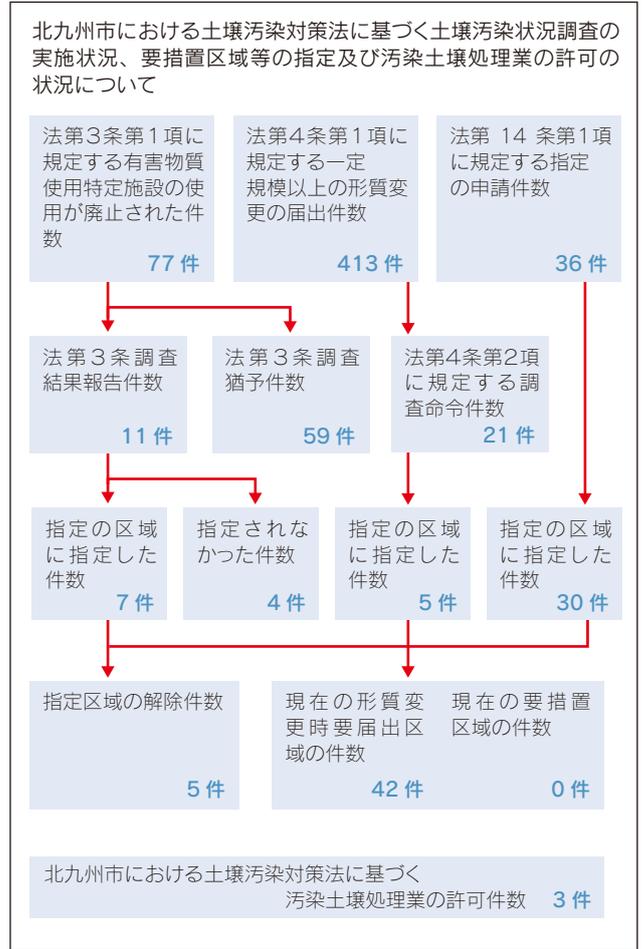
土壌汚染対策法は、土壌の汚染状況を把握するため、一定の機会をとらえて土地所有者が調査を行い、土壌汚染による人への健康被害のおそれがある場合は措置を講ずることを定めています。

平成 22 年 4 月 1 日に施行された改正土壌汚染対策法では、3,000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出や汚染土壌処理業の許可制度等が新たに規定されました。



イ. 土壌汚染対策法の施行状況

本市における土壌汚染対策法の施行状況は次のとおりです（平成 22 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）。



6. 騒音・振動対策

(1) 概況

騒音・振動に関する公害問題は、近年の住宅過密化や、生活様式の多様化に伴い、対象が工場・事業場、建設作業及び自動車等からの騒音・振動だけでなく、深夜営業騒音及び法的規制のない低周波音や生活近隣騒音などに広がっています。

(2) 工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の事業活動に伴い、著しい騒音・振動を発生する施設については、騒音規制法、振動規制法及び北九州市公害防止条例により、施設の設置前に届出が義務付けられています。届出の審査や法令対象工場への立入検査により公害の未然防止を図っています。

(3) 建設作業の騒音・振動

くい打作業やブレーカーを用いたはつり作業等騒音・振動の著しい建設作業は、騒音規制法、振動規制法により、特定建設作業実施届出が義務付けられています。当該届出書の提出や随時の作業現場への立入検査の際、届出者等に対して、低騒音・低振動工法の採用や周辺住民に対する十分な説明を行うよう指導しています。

(4) 自動車の騒音

市内主要道路沿線における自動車騒音の実態把握のため、昭和62年度から騒音測定を行っています。平成12年度からは、基準値を超える騒音にばく露される住居等の戸数やその割合を把握する、いわゆる『面的評価』を行っています。

平成24年度から平成28年度までの5年計画で市内主要道路211区間(総延長約520km)の評価を行いました。

このうち、平成28年度は、44区間(総延長約100km)について環境基準の適合状況を評価しました(騒音測定を実施した区間は24区間)。

その結果、評価対象となる全住居戸数101,014戸のうち、昼間においては97,536戸(96.6%)、夜間においては96,759戸(95.8%)、昼夜ともにおいては95,955戸(95.0%)が環境基準に適合していました。

評価結果については、道路管理者及び関係行政機関に通知し、道路構造の改善など騒音の減少対策について要請しています。

◆平成28年度 主要道路自動車騒音環境基準適合状況

		昼間適合	夜間適合	昼夜ともに適合	昼夜ともに不適合	対象戸数
近接空間	環境基準適合戸数	41,327	40,743	40,041	2,338	44,367
	適合率	93.1%	91.8%	90.2%	5.3%	
非近接空間	環境基準適合戸数	56,209	56,016	55,914	336	56,647
	適合率	99.2%	98.9%	98.7%	0.6%	
評価範囲全体	環境基準適合戸数	97,536	96,759	95,955	2,674	101,014
	適合率	96.6%	95.8%	95.0%	2.6%	

(注) 環境基準：昼間(6~22時)70dB以下、夜間(22~6時)65dB以下

近接空間：道路端から0~20m(2車線以下は0~15m) 非近接空間：道路端から20~50m(2車線以下は15~50m)



(5) 新幹線鉄道の騒音・振動

市内の山陽新幹線の沿線地域はトンネル部分を除いて「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。

調査の結果、騒音については、測定を実施した5地区19地点のうち8地点で環境基準に適合し、11地点で不適合でした。振動については指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。

本市では、西日本旅客鉄道株式会社に測定結果を通知し、環境基準を超える地域について一層の騒音低減対策を要請しています。なお、西日本旅客鉄道株式会社では発生源騒音対策として、地上設備においては、レールの削正、吸音板の設置、架線の改良などを行っており、また車両においては、先頭形状の改良、低騒音パンタグラフの採用など低騒音化に取り組んでいると聞いています。

◆平成28年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地区番号	地区名	場所	軌道構造	測定日	騒音 (デシベル)							振動 (デシベル)		列車速度 (km/h)	
					環境基準		測定値					指針値	測定値		
					地域類型	基準値	12.5m	25m	50m	100m	200m		12.5m		25m
①	富野	小倉北区上富野一丁目	高架	H28.11.2	I	70	△75	△71	66	-	-	70	45	44	117
②	日明	小倉北区平松町	高架	H28.11.7	II	75	67	64	62	-	-	70	47	47	131
③	小嶺	八幡西区小嶺三丁目	盛土	H28.11.15	I	70	△73	△72	70	65	-	70	59	53	266
④	茶屋の原	八幡西区茶屋の原四丁目	盛土	H28.11.30	I	70	△73	△73	△71	65	-	70	57	55	251
⑤	楠橋	八幡西区大字楠橋	盛土	H29.1.27	I	70	△72	△73	△74	△71	63	70	53	57	284

△ 騒音の環境基準または振動の指針値に不適合

(6) 航空機の騒音

若松区及び八幡西区の全域は、航空自衛隊芦屋基地の「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。八幡西区の一部は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条で規定する住宅防音工事助成対象区域（以下「第一種区域」という。）に指定されています。

市内12カ所の測定地点のうち、平成28年度は6カ所の騒音測定を行い、環境基準の適合状況を把握しました。

その結果6地点全てで環境基準に適合していました。なお残りの6地点は前年度に測定を行っており、全て適合していました。

本市では、調査結果を九州防衛局に通知して一層の配慮を求めるとともに、環境基準に適合している地点においても、周辺住民からの苦情が依然としてあることから、防衛省への第一種区域の拡大、環境省への評価方法等の再検討を要望しています。

◆平成28年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点		防衛施設周辺の区域指定	環境基準		測定値 [Lden]	ピークレベル平均 [dB]	一日平均騒音識別回数	評価期間
				地域類型	基準値 [Lden]				
(1)	若松区高須西二丁目	民間住宅	—	I	57	51	77	30.7	H27.4.18 ~ H27.6.26
2	八幡西区三ツ頭二丁目	交通局向田営業所	—	II	62	48	75	22.8	H28.5.19 ~ H28.7.27
3	八幡西区浅川日の峯二丁目	浅川児童館	—	I	57	50	78	21.4	通年
(4)	八幡西区大字浅川	日峰配水池	第一種	I	57	52	79	37.1	H27.10.13 ~ H27.12.21
5	八幡西区浅川台三丁目	水洗公園	第一種	II	62	53	82	26.6	H29.1.10 ~ H29.3.20
(6)	八幡西区日吉台一丁目	折尾西市民センター	—	II	62	50	80	15.8	H27.6.10 ~ H27.8.20
(7)	八幡西区自由ヶ丘	九州共立大学	—	I	57	49	79	19.8	H28.1.8 ~ H28.3.18
8	八幡西区日吉台一丁目	民間住宅	—	I	57	45	77	11.3	H28.12.14 ~ H29.2.28
(9)	八幡西区浅川学園台二丁目	浅川中学校	—	II	62	48	77	20.0	H27.9.30 ~ H27.12.8
10	若松区高須東四丁目	高須小学校	—	I	57	50	77	25.5	H28.8.2 ~ H28.10.21
(11)	若松区青葉台西三丁目	青葉小学校	—	I	57	47	75	20.2	H27.7.29 ~ H27.10.6
12	若松区東二島五丁目	二島小学校	—	I	57	43	76	8.8	H28.9.23 ~ H28.12.1

・通年測定 1地点(地点番号3)

・短期測定 11地点(2グループに分けて隔年測定。地点番号のカッコ数字は、H28年度の測定を行っておらず、前年度の値を記載。)

(7) 近隣騒音等

近年、低周波音による苦情、またエアコン室外機の稼働音や自動車のアイドリングの音などのいわゆる生活近隣騒音による苦情が増加しています。

これらは法の規制が及ばないため、苦情解決については、関係者の協力が必要です。市は当事者双方の話し合いや、調停などの指導にあたるとともに、市民への啓発活動に努めています。

また、深夜営業騒音については福岡県の「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例」及び「騒音防止条例」等に基づき、所轄の警察署で指導を行っています。

7. 化学物質対策

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとして、その環境汚染を防止するために平成12年1月15日からダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。この法律では、施策の指標とすべき耐容一日摂取量（人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量）を4ピコグラム（TEQ/kg/日）以下と定め、大気、水質及び土壌に係る環境基準、規制対象となる特定施設からの排出ガス及び排水に係る排出基準、廃棄物焼却炉のばいじん・焼却灰等の処理基準などが規定されています。また、国が削減計画を策定すること、自治体が環境汚染状況についての調査測定を実施し結果の公表をすること、特定施設の設置者が排出ガス・排水を測定し自治体に報告することが義務づけられています。

平成28年度は、大気、公共用水域（河川・海域・湖沼）及び地下水、底質（河川・海域・湖沼）及び土壌についての環境基準適合状況を調査するとともに、生物のダイオキシン類調査も合わせて実施しました。

発生源対策としては、特定施設の設置者に対し、排出ガス、排水、ばいじん及び焼却灰の測定結果の報告を求め、その結果を公表しました。また、特定施設の設置事業場への立入検査を行い、排出ガスなどについて検査（行政検査）を実施しました。

ア. 環境基準

◆ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
大気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	年間平均値 1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値です。
2) 土壌については、汚染の進行防止等の観点から、基準が達成されている場合であっても、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施すること。

環境省告示第68号(H11.12.27) 環境省告示第46号(H14.7.22)改正

イ. 一般環境の状況

(ア)大気

大気については、一般環境大気測定局4箇所において年4回又は2回測定を行いました。各観測地点の測定結果（年平均値）は、いずれも環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）に適合していました。

◆平成28年度 一般環境大気中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/m³

測定地点	5月	8月	11月	2月	平均値
門司区（松ヶ江）	-	欠測※1	-	0.014	0.014
小倉南区（企救丘）	-	0.012	-	0.012	0.012
若松区（若松）	0.013	0.035	0.024	0.015	0.022
八幡西区（黒崎）	-	0.027	-	0.012	0.020

()は、一般環境大気測定局名

※1 ダイオキシン類に係る大気環境測定マニュアル（環境省、平成20年3月改訂）に基づき、2重測定の結果を踏まえ欠測扱いとした。

(イ)公共用水域の水質

水質については、海域の環境基準点5地点、各河川の最下流の環境基準点15地点及び湖沼の環境基準点1地点、計21地点において測定を行いました。各観測地点の測定結果は、海域、河川及び湖沼とも全地点で環境基準（1pg-TEQ/l以下）に適合していました。

(ロ)地下水

地下水については、市内1地点において年1回測定を行いました。観測地点の測定結果は、環境基準（1pg-TEQ/l以下）に適合していました。

(ハ)底質

底質については、海域の環境基準点3地点、河川の環境基準点1地点及び湖沼の環境基準点1地点の計5地点において年1回測定を行いました。各観測地点の調査結果は、環境基準（150pg-TEQ/g以下）にすべて適合していました。



◆平成28年度 海域・河川及び湖沼のダイオキシン類濃度 単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点			測定値
水域区分	海域・河川・湖沼名	地点名	
海域	洞海湾	D2	0.027
		D6	0.033
	響灘	H1	0.023
		H5	0.014
	周防灘	S-1	0.016
河川	江川	栄橋	0.19
		江川橋	0.34
	新々堀川	本陣橋	0.019
	撥川	JR引込線横	0.031
	割子川	JR鉄橋下	0.048
	金手川	洞北橋	0.046
	板櫃川	新港橋	0.41
	紫川	勝山橋	0.023
	貫川	神田橋	0.090
	竹馬川	新開橋	0.28
	相割川	恒見橋	0.15
	奥畑川	宮前橋	0.040
	清滝川	暗渠入口	0.071
	大川	大里橋	0.022
	村中川	村中川橋	0.035
湖沼	ます淵ダム	ダムサイト	0.015

◆平成28年度 地下水のダイオキシン類濃度 単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点	測定値
八幡東区大蔵三丁目	0.011

◆平成28年度 底質のダイオキシン類濃度 単位：pg-TEQ/g・dry

調査地点			測定値
水域区分	海域・河川・湖沼	地点名	
海域	洞海湾	D2	16
		D6	29
	周防灘	S-1	8.1
河川	撥川	JR引込線横	0.82
湖沼	ます淵ダム	ダムサイト	6.8

(オ)生物

生物については、沿岸海域の2地点で採取された2種を対象に年1回測定を行いました。

◆平成28年度 生物のダイオキシン類濃度 単位：pg-TEQ/g

調査地点	種類	測定値
洞海湾 D2	カワハギ	0.047
周防灘 S-1	ガザミ	0.53

(カ)土壌

土壌については、市内5地点において年1回測定を行いました。各観測地点の調査結果は、環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)にすべて適合していました。

◆平成28年度 土壌のダイオキシン類濃度 単位：pg-TEQ/g.dry

調査地点		測定値
門司区	丸山	0.22
門司区	大里東	0.0060
小倉南区	中吉田	0.19
小倉南区	舞ヶ丘	0.36
若松区	今光	0.12

ウ.発生源の状況及び指導

(ア)ダイオキシン類対策特別措置法対象事業場の概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設(大気基準適用施設、水質基準対象施設)及び瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸法)対象事業場の状況は次の表のとおりです。

◆ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況 (平成29年3月31日現在)

	施設名	設置状況	
		事業場数	施設数
大気基準適用施設	鉄鋼用焼結炉	2	3
	製鋼用電気炉	4	5
	アルミ溶解炉	3	3
	廃棄物焼却炉	23	15 4 21
水質基準対象施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	2	2
	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	10	63
	廃PCB又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	14
	下水道終末処理施設	3	4
	他の事業場から排出される汚水等の処理施設	1	1
瀬戸法対象事業場	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	2	18

※複数の特定施設を有する事業場は、大気・水質毎にその事業場の代表となる特定施設の欄のみに事業場数を計上しています。

(イ)発生源の状況及び指導

a. 一般廃棄物の焼却工場等

市の一般廃棄物焼却工場3工場の排出ガス、ばいじん、焼却灰及び排水処理汚泥を対象に測定を実施しました。

(a)排出ガス

全施設とも排出基準(新門司工場は0.1ng-TEQ/m³N以下、日明・皇后崎工場は1ng-TEQ/m³N以下)に適合していました。

◆平成28年度 焼却工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度

単位：ng-TEQ/m³N

焼却工場名	施設名	測定値
新門司工場	1号炉	0.00059
	2号炉	0.0016
	3号炉	0.0023
日明工場	1号炉	0.00044
	2号炉	0.0052
	3号炉	0.00013
皇后崎工場	1号炉	0.00078
	2号炉	0
	3号炉	0.0000042

(b)焼却灰、ばいじん及び排水処理汚泥

焼却灰、ばいじん及び排水処理汚泥については、3工場とも判定基準(3ng-TEQ/g以下)に適合していました。

◆平成28年度 焼却工場の焼却灰、ばいじんに含まれるダイオキシン類濃度

単位：ng-TEQ/g

焼却工場名	焼却灰	ばいじん	排水処理汚泥
新門司工場	0(熔融スラグ) 0(熔融メタル)	0.17	排水処理汚泥なし
日明工場	0.0030	0.69	0.0086
皇后崎工場	0.00013	0.13	0.0048

(c)管理型最終処分場の放流水

市内4ヶ所の管理型最終処分場の放流水については、いずれも維持管理基準(10pg-TEQ/ℓ以下)に適合していました。

◆平成28年度 廃棄物処分場の放流水中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/ℓ

処分場数	測定値
4	0.0002~2.1

b. 立入検査

(a)立入検査

工場・事業場への立入検査は、ダイオキシン類対策特別措置法第34条の規定に基づき実施しました。

◆平成28年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施状況

	工場・事業場数	施設数
大気基準適用施設	10	14
水質基準対象施設 (瀬戸法対象事業場を含む。)	1	3

(b)排出ガスの監視測定

4事業場の4施設の排出ガスを測定した結果、1事業場1施設で排出基準を超過していたため、原因調査と改善対策の実施を指導しました。

◆平成28年度 排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位：ng-TEQ/m³N

施設名		施設数	最小~最大	排出基準値
鉄鋼用焼結炉		既設 1	0.047	1
廃棄物焼却炉	4t/時以上	既設 1	0.0065	1
		既設 1	2.3	1
	2t/時未満	新設 1	0.045	5

(c)事業場排水の監視測定

2事業場の2排水口について測定した結果は、排出基準(10pg-TEQ/ℓ以下)にすべて適合していました。

◆平成28年度 事業場排水中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位：pg-TEQ/ℓ

事業場数	排水口数	測定値
2	2	0.00057~0.17

c. 事業者自主測定の結果

(a)大気基準適用施設に係る排出ガス

ダイオキシン類対策特別措置法の対象34事業場(53施設)のうち、休止中施設等を除く26事業場(43施設)から報告があり、全ての施設で排出基準に適合していました。

(b)水質基準対象施設に係る排水

5事業場(6排水口)から報告があり、すべての排水口で排水基準(10pg-TEQ/ℓ以下)に適合していました。

(c)廃棄物焼却炉に係るばいじん等

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等については、判定基準(3ng-TEQ/g以下)を超えるものは特別管理廃棄物としてセメント固化処理等の安定化処理をして最終処分することが義務付けられています。

平成28年度は、ばいじん(14事業場24施設)及び焼却灰(17事業場31施設)について自主測定の報告があり、このうち特別管理廃棄物に該当していたのは、ばいじんの1事業所(1施設)でした。このばいじんについては、適正に処理している事を確認しました。

◆平成28年度 大気基準適用施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位：ng-TEQ/m³N

施設名	報告数		最小~最大	基準値	排出基準 不適合施設数
	事業場数	施設数			
鉄鋼用焼結炉	既設	2	0.0066~0.0086	1	0
	新設	2			
製鋼用電気炉	既設	2	0.053~0.13	5	0
	新設	2			
アルミ焙焼炉・ 溶解炉	既設	1	0.029	5	0
	新設	1			
廃棄物 焼却炉	4t/時以上	既設	0~0.30	1	0
		新設			
	2t/時以上 ~4t/時未満	既設	0.00016~0.71	5	0
		新設			
	2t/時未満	既設	0~2.7	10	0
		新設			



◆平成28年度 水質基準対象施設に係る排出水中のダイオキシン類濃度
単位：pg-TEQ/ℓ

施設名		廃棄物焼却炉の廃ガス 洗浄施設、湿式集じん施設	下水道終末処理施設
報告数	事業場数	2	3
	排水口数	2	4
最小～最大		0.012～0.46	0.000051～0.0002
基準値		10	10
基準不適合排水口数		0	0

◆平成28年度 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度
単位：ng-TEQ/g

施設名	報告数			最小 ～最大	特別管理廃棄物の 判定基準値 (平成14.12.1～)
	項目	事業場数	施設数		
廃棄物 焼却炉	ばいじん	14	24	0～23	3
	焼却灰	17	31	0～0.25	

(2) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

ア. 背景

環境ホルモン（正式名称：内分泌かく乱化学物質）について、国は平成10年5月に「内分泌攪乱化学物質問題の環境庁の対応方針について～環境ホルモン戦略計画SPEED'98～」をとりまとめ実態把握や調査研究を行ってきました。

その後、科学的知見の蓄積等を踏まえて、平成17年3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について -ExTEND2005-」を、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 -EXTEND2010-」を、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 -EXTEND2016-」を公表しました。

イ. これまでの取組

本市においても、山田緑地での過剰肢ガエルの発見を機に平成10年9月に学識経験者を中心とした「北九州市における外因性内分泌攪乱化学物質の野生生物に与える影響

に関する検討委員会（仮称：環境ホルモン北九州委員会）（小野委員長）を設置し、市独自の調査研究を行いました。

その後、いのちのたび博物館が、平成15年度から3年間に渡って過剰肢ガエル出現の追跡調査を行いました。

その結果、ヤマアカガエルの卵塊の飼育による調査では過剰肢ガエルの出現は認められず、また、山田緑地においても管理者や来場者による過剰肢ガエルの発見情報はありません。

平成25年3月には、委員会の終了から約10年が経過することから、山田緑地内の水質などの再調査を行いました。その結果、特に問題はありませんでした。

また、環境省の調査により魚類等への影響が確認された4-t-オクチルフェノール及びビスフェノールAの2物質について、公共用水域（海域・河川及び湖沼）における存在実態を把握するため、平成17年度より環境調査を実施しています。

(ア) 調査方法

a. 調査時期

河川：平成28年12月7日

湖沼：平成28年12月20日

海域：平成28年12月6日及び12月12日

b. 調査地点

北九州市内の公共用水域における環境基準点（海域7地点、河川5地点及び湖沼1地点）

(イ) 調査結果

ビスフェノールAが海域5地点及び河川2地点で検出されました。

ウ. 今後の取組

今後とも、環境ホルモンに関する情報収集や環境調査を進めるとともに、市民講座や各種講演を通じて啓発を続けていきます。

◆平成27年度 公共用水域における内分泌かく乱物質監視・測定結果

測定項目	海域		河川		湖沼		検出下限 (μg/ℓ)	予測無影響 濃度*1 (μg/ℓ)
	検出数/ 検体数	検出濃度範囲 (μg/ℓ)	検出数/ 検体数	検出濃度範囲 (μg/ℓ)	検出数/ 検体数	検出濃度 (μg/ℓ)		
4-t-オクチルフェノール	0/7	ND	0/5	ND	0/1	ND	0.005	0.992
ビスフェノールA	5/7	ND～0.038	2/5	ND～0.060	0/1	ND	0.010	47 ¹⁾ , 24.7 ²⁾
ライフサイクル試験*2の 1) パーシャルライフサイクル試験による。 2) フルライフサイクル試験による。								

※1 予測無影響濃度とは、魚類へ害を及ぼさない最大の濃度（最大無作用濃度）に、10倍の安全率を乗じて設定された濃度であり、各物質の予測無影響濃度は、以下の環境省の資料から引用した。

・平成13,14,16年度第1回内分泌攪乱化学物質問題検討会資料

※2 ライフサイクル試験とは、卵から成熟するまで試験物質を含む水の中で魚を育て、ピテロジェニン産生や生殖能力の変化などを観察する試験方法で、パーシャルライフサイクル試験（受精卵から孵化後60日まで曝露させる）とフルライフサイクル試験（受精卵から孵化後100日まで曝露させるとともに次世代への影響を調べる）がある。

(3) PRTR 制度

ア.PRTR 制度とは

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物としての移動量を、事業者自らが把握及びデータ報告を行い、国がその結果を集計・公表するものです。

イ.PRTR 法制定の背景

平成 4 年、国連環境開発会議（地球サミット）で、PRTR の位置付けや背景となる考え方が示され、PRTR の重要性が認められることとなりました。その後、平成 8 年に経済協力開発機構（OECD）の理事会により、加盟国が PRTR 制度を導入するように勧告が行われました。これを受けて、諸外国では、多数の国々で実施や導入の検討が行われています。

日本では平成 11 年 7 月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（いわゆる PRTR 法）」が公布され、その中では対象として 354 の化学物質が指定されています。その後、平成 13 年 4 月からは事業者による排出量・移動量の把握が開始され、その把握内容について翌年度に最初の報告が行われました。平成 20 年 11 月の PRTR 法施行令の改正により対象となる化学物質は 462 物質となりました。

ウ.PRTR の届出

平成 14 年度から法律に基づく PRTR に関する本市への届出が行われており、平成 28 年度の届出（前年度の排出量・移動量を報告）は 243 件でした。それを集計した結果、環境への排出量が 1,281 トンで全国排出量の 0.8%、事業所外への移動量が 14,269 トンで全国移動量の 6.6% でした。

このうち、市内で最も排出量・移動量の多かった業種は、鉄鋼業でした。

◆排出量・移動量の上位 5 物質とその量 (t/年)

第一種指定化学物質	総合計（排出量 移動量）
マンガン及びその化合物	6,231 (1.8 6,229)
クロム及び三価クロム化合物	5,212 (0.3 5,212)
トルエン	1,135 (699 436)
キシレン	769 (89 680)
フェノール	576 (5 571)

※数字は総合計（排出量・移動量）の順

◆排出量・移動量の上位 5 業種とその量 (t/年)

業 種	総合計（排出量 移動量）
鉄鋼業	11,670 (85 11,585)
化学工業	2,399 (115 2,284)
出版・印刷・同関連産業	571 (497 74)
金属製品製造業	342 (158 184)
窯業・土石製品製造業	91 (88 2.1)

(4) PCB 処理事業

ア.背景

ポリ塩化ビフェニル（以下 PCB）は、安定性や絶縁性に優れ、かつて変圧器やコンデンサーの絶縁油などに使用されてきましたが、人体や環境に与える悪影響が判明し、昭和 47 年に製造が中止されました。その後も、適正に処理する施設がなく、30 年にわたる保管の間に紛失や漏出などが生じたケースもあり、PCB による環境汚染は、地球規模の問題となっています。

我が国でも「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定、広域拠点施設の整備に向けた「環境事業団法」の改正などが平成 13 年に行われ、PCB の適正処理にかかる制度が整えられました。

なお、環境事業団は平成 16 年 4 月 1 日に解散し、PCB 廃棄物処理事業に係る業務等は、「日本環境安全事業株式会社法」により設立された日本環境安全事業株式会社へ継承されました。（平成 26 年 12 月 24 日に中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組）

イ.これまでの取組

本市は、平成 12 年 12 月、国から西日本 17 県を対象エリアとする PCB 処理施設の立地要請を受け、立地の可否についての検討に着手しました。

まず、専門家による「北九州市 PCB 処理安全性検討委員会」を設置し、安全性確保や情報公開などについて約半年にわたる検討を行うとともに 100 回を超える市民説明会を開催しました。

こうした取組を経て、安全性検討委員会の提言や寄せられた市民の意見、市議会での議論を踏まえ、PCB 処理施設立地にあたっての条件をとりまとめました。平成 13 年 10 月 11 日、この条件を国に提示したところ、国から「安全性確保には万全を期して、事業を実施する」など本市の条件を遵守する旨の回答があり、我が国初の広域的な PCB 処理施設の本市への立地が決定しました。

本市は、本事業において事業主体である日本環境安全事業株式会社（現・中間貯蔵・環境安全事業株式会社）を監視・指導する立場であり、着工に先立ち環境基本条例に基づく環境保全協定を締結しました。



さらに、市民の安心感・信頼感のもと安全かつ適正に事業が行われるように、専門家・市民による「北九州市 PCB 処理監視委員会（現・北九州市 PCB 処理監視会議）」を平成 14 年 2 月に設置し、施設の計画、建設、操業の各段階を通して監視を行うこととしています（平成 29 年 3 月 31 日現在 37 回開催）。監視会議は、法的な権限は無いものの、施設への立入や書類の閲覧等を行い、必要に応じ市に意見を述べることであります。また、安全性検討委員会と同様に情報公開を進めており、その内容はホームページや PCB 処理だよりなどを通じて広く市民に周知しています。

処理施設は第 1 期と第 2 期に分けて整備され、平成 16 年 12 月より第 1 期施設において変圧器及びコンデンサー等の処理が開始されました。また、平成 21 年 7 月には第 2 期施設の操業が開始され、広域処理に向けて処理能力が増強されるとともに、新たに PCB 汚染物等の処理が可能となりました。

平成 24 年 1 月にはプラズマ溶融分解設備 2 号機が操業を開始しています。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の概要

事業主体	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
施設立地場所	北九州市若松区響町 1-62-24	
	第 1 期施設 H16.12 操業開始 H21.6 処理能力増強	第 2 期施設 H21.7 操業開始 H24.1 処理能力増強
①処理品目 ②処理方式 ③処理能力	①【変圧器】 【コンデンサー】 ② 脱塩素化分解法 ③ 1.0t/日 (PCB分解量)	①【コンデンサー】 ② 脱塩素化分解法 ③ 0.5t/日 (PCB分解量) ①【安定器及び汚染物等】 ・安定器 ・感圧複写紙 ・ウエス 等 ② プラズマ溶融分解法 ③ 10.4t/日 (安定器及び汚染物等量)

ウ .PCB 処理の拡大と処理期限の延長

平成 25 年 10 月、国から本市に対して、全国的な処理の遅れを背景に、北九州 PCB 廃棄物処理事業の処理の拡大と処理期限の延長に関する検討要請がありました。要請を受けた本市は、市民や議会の意見を幅広く聴いて慎重に対応すべく、70 回以上、延べ 1,800 人を超える市民に説明を行い意見を伺うとともに、本会議や委員会での議論を通じて議会の意見を聴きました。

本市は、市民・議会の意見や想いを真摯に受け止め、①処理の安全性の確保、②期間内での確実な処理、③地域

の理解、④取組の確実性の担保の 4 つの柱からなる全 27 項目の受入条件を取りまとめ、平成 26 年 4 月 23 日、市長から環境大臣に直接提示しました。環境大臣からは、処理の不安や地元の負担感がある中で、市民や議会の想いを集約したものと重く受け止め、国の責任と覚悟の下、この条件を承諾し、万全を尽くして対応するとの回答がありました。本市は、こうした国の決意を受けて、要請を受け入れることとしました。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の現行計画と見直し内容

	現行計画	見直し内容
処理対象物	中国・四国・九州・沖縄地域（岡山以西 17 県）に保管されている全ての高濃度 PCB 廃棄物	左記に加え、大阪・豊田・東京事業所で円滑な処理が困難な近畿・東海・南関東地域（14 都府県）の変圧器（111 台）、コンデンサー（7,000 台）、安定器及び汚染物等（約 4,000 トン）
処理期限	平成 26 年度末まで	変圧器、コンデンサーは平成 30 年度末、安定器及び汚染物等は平成 33 年度末まで

エ . 今後の対応

今後、本市としても、PCB 廃棄物の安全かつ早期の処理を推進し、市民の安全安心と理解の確保に最善を尽くしてまいります。

オ . 平成 28 年度 PCB 廃棄物処理施設及びその周辺の環境モニタリングについて

本市は、PCB 廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、平成 17 年度より排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

測定結果は、全調査、全項目について、協定値に適合していました。

(ア) PCB 廃棄物処理施設

a. 排出ガス

- PCB、ダイオキシン類、ベンゼン：いずれの排出口も協定値に適合していました。

	PCB (mg/m³N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)	ベンゼン (mg/m³N)
測定結果	0.0000010 未満～ 0.000041	0～0.011	0.24 未満～0.39
試料採取日	平成 28 年 4 月 4 日～平成 28 年 6 月 27 日 平成 28 年 11 月 7 日～平成 29 年 2 月 2 日		
協定値*1	0.005	0.08	45
測定回数 及び測定地点	2 回 / 年 排出口 12 カ所	2 回 / 年 排出口 12 カ所	2 回 / 年 排出口 10 カ所

協定値：「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書（平成 15 年 4 月 23 日締結）」に基づく値

- SOx、NOx、HCl、ばいじん：いずれの排水口も協定値に適合していました。

	SOx (m³N/h)	NOx (ppm)	HCl (ppm)	ばいじん (g/m³N)
測定結果	0.044未満	67~76	8未満~28	0.0067未満
試料採取日	平成28年4月4日, 平成28年4月5日, 平成28年11月7日, 平成29年2月2日			
協定値*1	1.1	150	100	0.01
測定回数及び測定地点	2回/年 排水口2カ所 (2G7-1、2G7-2)			

b. 公共下水道排水

- PCB：排除基準に適合していました。

	PCB (mg/l)
年平均値	0.0005 未満*
試料採取日	H28.7.20, H29.1.18, H29.3.8
排水基準値	0.003
測定回数 (回/年) 及び測定地点	3回/年 下水道入口
備考	* 上下水道局下水道部水質管理課測定

c. 雨水排水

- PCB：排水基準に適合していました。
- ダイオキシン類：排水基準に適合していました。

	PCB (mg/l)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)
測定結果	0.0005 未満	0.21
試料採取日	H28.6.29	同左
排水基準値	0.003	10
測定地点	事業所内雨水ます	

(イ) 周辺環境

a. 大気

- PCB：評価基準値*を下回っていました。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。
- ベンゼン：環境基準に適合していました。

	PCB (mg/m³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)	ベンゼン (mg/m³)
年平均値	0.00000012	0.015	0.0017
環境基準値等	0.0005*	0.6	0.003
測定回数及び測定地点	4回/年 若松観測局	4回/年 若松観測局	12回/年 若松観測局
備考	* 評価基準値「PCBを焼却処分する場合における排出ガス中のPCB暫定排出許容限界について(昭和47.12.22環境庁大気保全局長通知)」で示される環境中のPCB濃度		

b. 水質 (周辺海域)

- PCB：何れの地点も環境基準に適合していました。
- ダイオキシン類：いずれの地点も環境基準に適合していました。

地点名	測定回数	PCB (mg/l)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)
洞海湾 (D2)	2回/年	0.0005 未満	0.039
響灘 (H1)	2回/年	0.0005 未満	0.035
雨水洞海湾出口	1回/年	0.0005 未満	0.051
環境基準値		検出されないこと	1

*年2回測定項目は平均値を記載

c. 底質

- PCB：溶出調査の結果は、不検出でした。なお、環境基準は設定されていません。成分試験の結果は、PCBを含む底質の暫定除去基準以下でした。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。

検体名	採取日	PCB		採取日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g・dry)
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg・dry)		
洞海湾 (D2)	H28.8.8	0.0005未満	0.09	H28.10.19	16
環境基準等			10*1		150*2
備考 *1: PCBを含む底質の暫定除去基準 (10mg/kg・dry) *2: 底質の環境基準値 (150pg-TEQ/g・dry)					

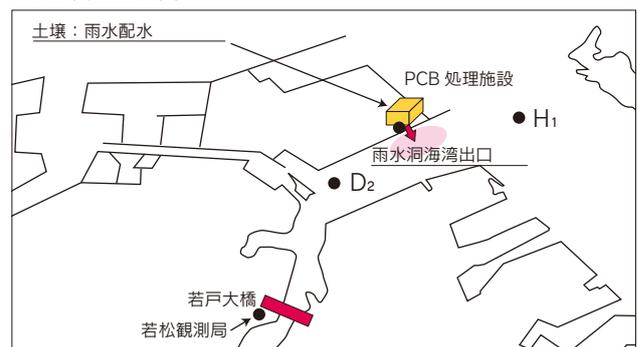
d. 土壌

- PCB：環境基準に適合していました。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。

地点名	試料採取日	PCB (溶出試験) (mg/l)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g・dry)
雨水敷地出口付近	H28.8.9	0.0005 未満	0.25
環境基準値		検出されないこと	1000

今後とも、本市は、PCB処理施設及びその周辺環境調査を実施し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対してPCBが適切に処理されるように監視・指導を行います。

◆平成28年度PCB廃棄物処理施設及びその周辺環境モニタリング調査地点図





8. 悪臭対策

(1) 悪臭の要因

悪臭は、一般に臭気を有する多種類の物質によって構成されていることが多く、工場・事業場から発生する特有な臭いは、人の嗅覚に直接作用し、時には不快な臭いとなって、周辺住民の生活環境を損なうものとなっています。

本市では、住宅地が郊外部へ拡大していることや住工混在地域が多いこと、さらに身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから、多種多様な悪臭公害が顕在化してきています。

(2) 悪臭の現況

平成 19 年から平成 28 年度までの過去 10 年間の悪臭に係る苦情件数は、以下のとおりです。平成 28 年度の苦情件数は、平成 27 年度と比べて 1 件増加しています。

また、平成 28 年度の悪臭の原因が店舗や家庭など、工場に起因しない、いわゆる都市・生活型に分類される苦情は、悪臭苦情全体の 64% を占める 39 件でした。

◆悪臭に係る苦情件数の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
苦情件数	123	124	88	80	64	72	63	46	60	61
行政指導件数	0	2	0	0	1	0	0	0	1	1

(3) 悪臭防止対策

昭和 46 年 6 月の悪臭防止法制定、翌月 5 月の法施行により、悪臭に係る規制が開始されました。本市では、これを受け昭和 47 年度に規制地域及び規制基準設定のための調査を開始し、昭和 48 年 8 月、市内全域を規制地域に指定するとともに、アンモニア等 5 物質について、法で定められた規制基準の範囲のうち、最も厳しい数値を規制基準として設定しました。

また、昭和 51 年 9 月及び平成元年 9 月に悪臭防止法施行令が改正され、二硫化メチル等 7 物質が、さらに平成 5 年 6 月にトルエン、キシレン等 10 物質が新たに特定悪臭物質に追加指定されましたが、これら特定悪臭物質についても、改正施行令施行後、基準設定調査を行い、アンモニア 5 物質と同様、最も厳しい規制基準を設定しました。

さらに、平成 6 年 4 月に悪臭防止法施行規則が改正され、排水中に含まれるメチルメルカプタン、硫化水素等硫黄系 4 物質に係る規制基準の設定方法が定められましたが、これらの特定悪臭物質についても、平成 8 年 4 月に規制基準を設定しました。規制対象の特定悪臭物質の規制基準は以下のとおりです。

◆特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	規制基準			
	敷地境界 規制基準 (ppm)	排水水中		気体排出口 規制の有無
		排水量	規制基準 (mg/l)	
メチルメルカプタン	0.002	0.001m ³ /秒以下	0.03	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.007	
		0.1m ³ /秒を超える	0.002	
硫化水素	0.02	0.001m ³ /秒以下	0.1	有
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.02	
		0.1m ³ /秒を超える	0.005	
硫化メチル	0.01	0.001m ³ /秒以下	0.3	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.07	
		0.1m ³ /秒を超える	0.01	
二硫化メチル	0.009	0.001m ³ /秒以下	0.6	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.1	
		0.1m ³ /秒を超える	0.03	
トリメチルアミン	0.005	—	—	有
アンモニア	1.0	—	—	有
ホルマリン	0.001	—	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—	—
ホルマリン吉草酸	0.0009	—	—	—
プロピオン酸	0.03	—	—	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—	—
プロピオンアルデヒド	0.05	—	—	有
ホルマリンアルデヒド	0.009	—	—	有
イソブチルアルデヒド	0.02	—	—	有
ホルマリンアルデヒド	0.009	—	—	有
イソブチルアルデヒド	0.003	—	—	有
イソブタンオール	0.9	—	—	有
酢酸エチル	3.0	—	—	有
メチルイソブチルケトン	1.0	—	—	有
トルエン	10.0	—	—	有
キシレン	1.0	—	—	有
スチレン	0.4	—	—	—

本市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。平成 28 年度の悪臭測定の実施状況は、以下のとおりです。

悪臭測定の結果、平成 28 年度は 1 事業場で基準を超過していたため原因調査と改善対策の実施を指導しました。

◆平成 28 年度 悪臭測定実施状況

発生源業種	工場・事業場数
廃棄物処理事業場	2
畜産業事業場	1
化学工場	1
計	4

9. 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

(1) 背景

本市では、市民の生活環境を保全するため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の環境法令に基づき、市内の工場・事業場に対して立入検査を行い、法令遵守の状況を確認しています。公害防止・環境保全への取り組みの一環として、平成27年度から新たに「環境保全セミナー」を開催することとしました。本セミナーは、工場・事業場に対して、法の内容や指導事例などの理解の徹底を図り、法令遵守意識を高め、不祥事の防止につなげることを目的としています。

(2) 開催概要

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的とし、大気分野、水質土壌分野、監視指導分野で、最近の法改正の内容や環境基準達成状況、立入検査や指導事例の紹介等を行いました。

セミナーの実施方法は、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした集合セミナー及び工場・事業場単位での申し込みに応じて実施する個別セミナーとし、平成28年度は、集合セミナーを1回、個別セミナーを2回開催しました。

◆環境保全セミナー開催状況

	集合	個別
開催日	平成29年1月26日	平成28年10月27日 平成29年1月27日
開催回数(回)	1	2
参加事業所数	75	2
参加人数(名)	104	約70

(3) 今後の取組

社会情勢や環境問題の推移等に応じて、引き続き取組を実施していきます。

10. 公害に関する苦情・要望

公害に関する苦情・要望は、公害の発生状況を知るうえで重要な指標のひとつです。公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関へ持ち込まれています。

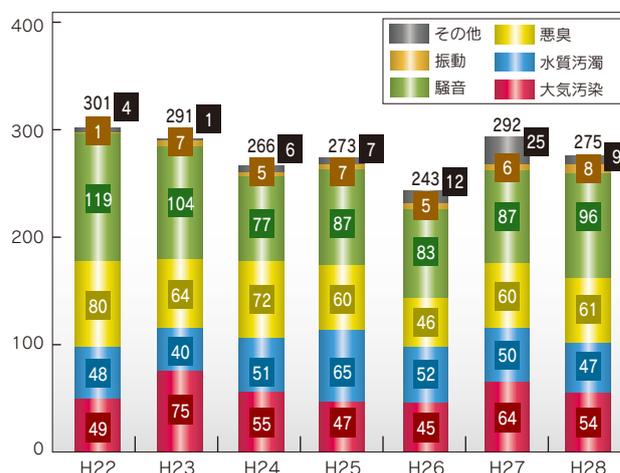
本市では、市民からの苦情・要望に対して、迅速・的確な処理を行い、その解決を図るよう努めています。

(1) 苦情・要望の推移

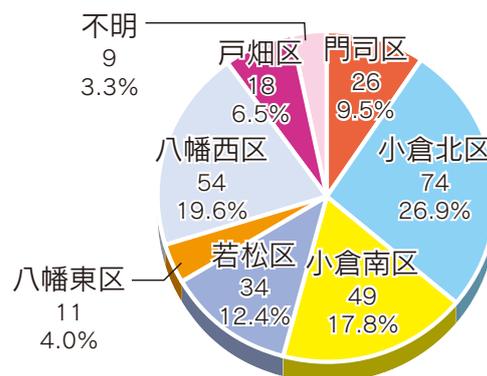
平成28年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望

件数の総数は275件(平成27年度292件)ありました。苦情件数は、前年に比べると17件減少しています。

◆種類別(苦情・要望)の経年変化



◆行政区別の苦情・要望状況(平成28年度)

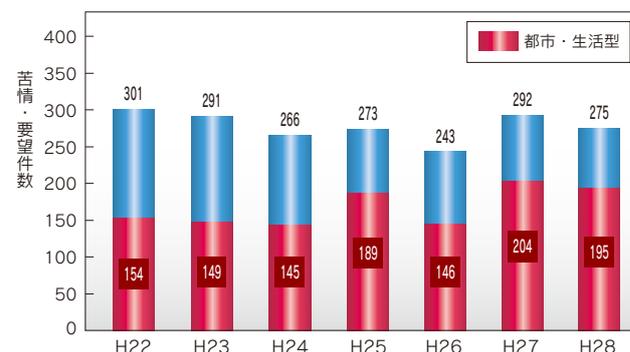


(2) 最近における苦情・要望の特徴

産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事などの苦情の割合が多くなっています。これは、「都市・生活型の苦情」とされています。

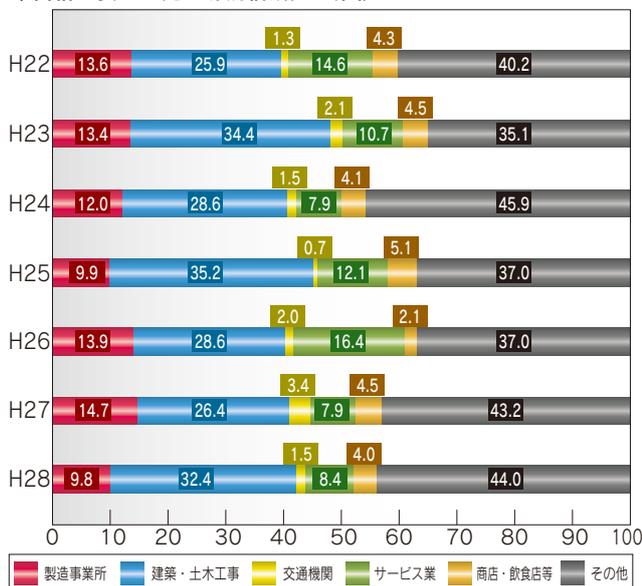
平成28年度の都市・生活型苦情・要望件数は、195件で、全体の71%を占めています。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化





◆苦情・要望の発生源別構成比の推移



(3) 苦情・要望への対応

市民からの苦情・要望の申し立てがあった場合、当事者への事情聴取や現地調査を行っています。その結果、法律・条例の違反があれば、発生源に対して施設や作業方法の改善などを指導しています。

また、関係部局との連携を図りつつ、苦情の解決にあたっています。

11. 保健環境研究所における検査・研究
 [※環境科学研究所から平成 29 年 4 月名称変更]

(1) 事業の目的

市民の安全・安心を守り、地域の快適な環境づくりを進めていくために必要な科学的データの提供などを目的に、調査研究、試験検査、研修指導、情報の収集・提供を行っています。

(2) 事業の内容

ア. 保健衛生部門

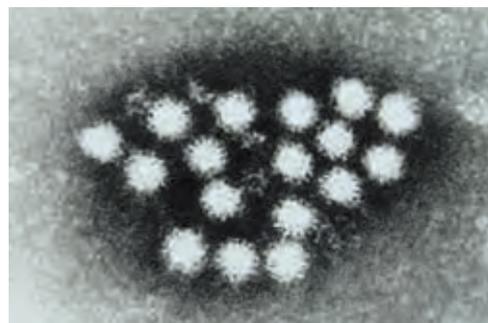
(イ) 食品・家庭用品などに関する業務

市内で流通している食品や学校給食の食材などについて、食品添加物や残留農薬、特定アレルギー物質などの検査や調査をしています。また、貝毒やかび毒のような自然毒、家庭用品中の有害化学物質などの検査も行っています。野菜等の残留農薬については、250 種類以上の農薬一斉分析法を確立するなどの成果がでています。

(イ) 微生物に関する業務

食中毒発生時の原因究明のための検査や感染症の流行状況を把握するための病原体検査などを行っています。

中でも、インフルエンザ、O157、感染性胃腸炎などの原因となる細菌やウイルスについては、遺伝子検査等の高度で精確な検査を行っています。また、検査方法の改善にも取り組んでおり、検査にかかる日数を従来より短縮するなどの研究成果が出ています。



ノロウイルス

(感染性胃腸炎の原因となるウイルスの 1 種：電子顕微鏡写真)

イ. 環境科学部門

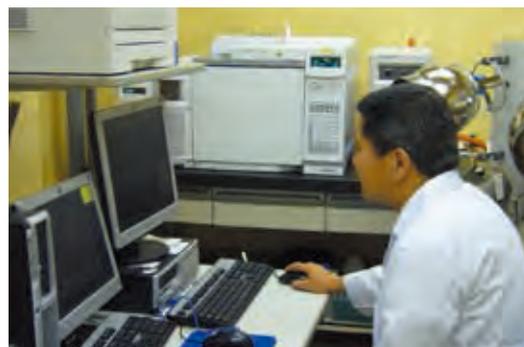
工場や自動車等から排出されるベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境調査や硫化水素、アンモニアなどの悪臭物質の検査、その他市民からの苦情や事故時の原因調査などを行っています。

また、PM2.5 の汚染機構に関する調査・研究や有害物質の環境調査などを行っています。

このほか、環境省の委託を受け、法律で未規制の有害化学物質の汚染状況の把握や分析法の開発を行っています。

◆保健環境研究所の検査件数

	調査研究	依頼検査	合計
平成 25 年度	108	3,102	3,210
平成 26 年度	408	3,462	3,870
平成 27 年度	560	3,048	3,608
平成 28 年度	270	3,897	4,167



有害大気汚染物質の分析

(3) 国際貢献

(独)国際協力機構(JICA)や(公財)北九州国際技術協力協会(KITA)に協力して、公害の著しい開発途上国などからの研修生に対し、大気、水質、保健衛生のモニタリング技術など、本市に蓄積した技術を生かした研修を行っています。

(4) 平成28年度調査研究の概要

	No	調査研究テーマ	概要	共同研究機関	期間
環境部門	1	化学物質環境実態調査	環境汚染の危険性があると推定される化学物質について汚染実態を調査し、環境リスク評価のためのデータを蓄積する。	(環境省受託)	平成28年度
	2	干潟・浅場や藻場が里海里湖流域圏において担う生態系機能と注目生物種との関係(Ⅱ型共同研究)	生物多様性と物質循環に重要な役割を担っている浅海域等について、生態系機能の評価手法等を検討する。	国立環境研究所、Ⅱ型研究参加機関(全国の地方研究所)	平成27～28年度
	3	PM2.5の環境基準超過をもたらす地域的/広域的汚染機構の解明(Ⅱ型共同研究)	PM2.5は平成21年に環境基準が設定されたが基準達成率の低い状況が続いている。また、健康影響が懸念されているが、その汚染機構は未だ不明な点が多く、全国および地域の視点に立った共同研究を行う。	国立環境研究所、Ⅱ型研究参加機関(全国の地方研究所)	平成28～30年度
	4	大気中微小粒子(PM2.5)に含まれる化学物質濃度の実態調査	PM2.5の成分分析において、まだ測定方法が示されていない化学物質の分析方法を検討し、さらに実態調査を行う。		平成26～28年度
	5	電子顕微鏡を用いた粉じん形態分析及びEDS分析(PM2.5を含む)	PM2.5に含まれる様々な物質(粒子)について、電子顕微鏡を用いてその形態や成分などを分析し、データを蓄積する。		平成26～28年度
衛生化学部門	6	LC/MS/MSを用いたフグ毒試験法の検討	フグ毒中毒への迅速な対応を目指し、機器によるフグ毒試験法の確立のため、検体収集や試験法などの検討を行う。		平成27～28年度
	7	貝毒試験法の検討	下痢性貝毒による中毒への迅速な対応を目指し、機器による貝毒試験法の確立のため、資料収集や試験法などの検討を行う。		平成27～28年度
	8	食品中の動物用医薬品試験法の検討	検査の効率化と信頼性確保のため、動物用医薬品試験法の改良について検討を行う。		平成26～28年度
	9	家庭用品クレオソート油中のジベンゾアントラセン等の試験法の検討	家庭用品の安全性を検査するために、クレオソート油の試験法の改良について検討を行う。		平成28年度
微生物部門	10	北九州市におけるムンプスウイルス流行状況調査	ムンプスウイルスが原因の候補となる流行性耳下腺炎や無菌性髄膜炎検体から、ウイルスの分離・検出がほとんどないため、より検出感度の高い方法を用いてムンプスウイルスの検査を実施し、市内における流行状況調査を行う。		平成25～29年度
	11	市内で検出されたノロウイルスの遺伝子型の調査	近年、ノロウイルスの新たな遺伝子型(GⅡ.P17-GⅡ.17)が報告され、集団発生の際も新型か否かについて大きな関心もたれている。これに対応するため、遺伝子型の検査方法を習得し、これまでの遺伝子型の変化について調査する。		平成28～30年度
	12	蚊媒介感染症のウイルス検査方法の確立	蚊の生息状況及びウイルス保有状況調査を実施する。コンベンショナルPCRによる検査を実施するにあたり、非特異増幅を無くすための最適な虫体の破碎方法やフラビウイルス共通プライマーを用いたPCRの条件を検討する。	保健福祉局保健衛生課	平成28年度



12. 公害健康被害の補償と予防

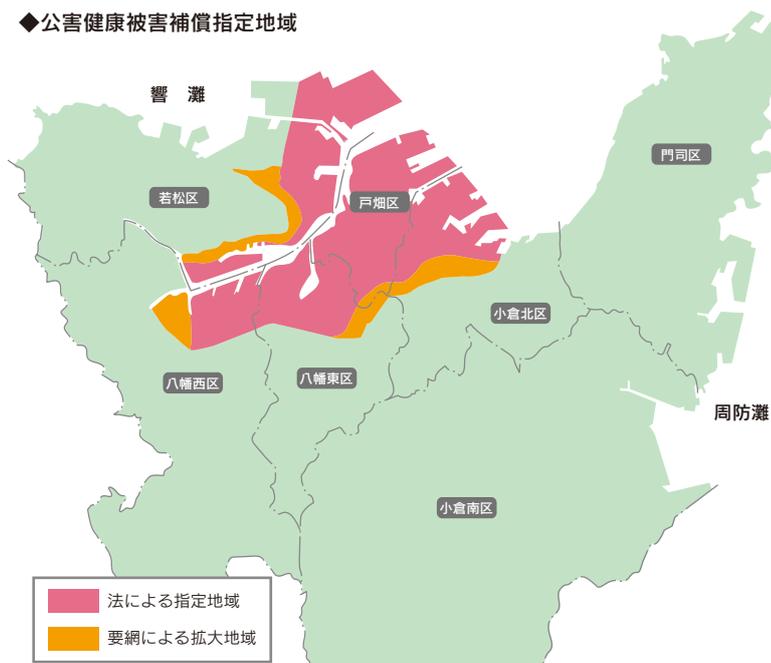
(1) 背景

本市においては、大気汚染による健康被害の影響を重視し、昭和35年から各種の疫学調査に取り組んできましたが、大気汚染の著しい地域に非定型のぜん息様疾患の発生率の高いことが確かめられました。

また、市民からの健康被害の救済を望む声が高まったことから、昭和46年11月、国に対して「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請を行い、昭和48年2月1日に洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部48km²が地域指定となり、医療費等の給付が開始されました。

法による制度とは別に、転出または転勤により救済法の対象とはならない市民を救済するため、本市は昭和48

◆公害健康被害補償指定地域



年10月15日「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定し、市独自の救済制度を開始しました。

その後、昭和49年8月1日には、学童の疫学調査結果等により、昭和48年9月議会において、全会一致をもって指定地域拡大に関する決議がなされたことを受け、法の指定地域に隣接する5.9km²を救済措置要綱による指定地域として市独自に設定しました。

昭和49年9月1日、医療費の全額負担及び損害に対する補償給付等幅広い公害健康被害の補償を目的とした「公害健康被害補償法」が施行され、救済法による指定地域が、そのまま補償法の指定地域に引き継がれました。

「公害健康被害補償法」の施行に併せて、市の救済措置要綱も「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」に全面改正し、補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業を行うこととしました。

補償法及び補償要綱においては、補償給付として、独自の診療報酬体系で医療費を全額負担する「療養の給付及び療養費」ほか6種類の補償給付を定めているほか、被認定者の健康の回復、保持及び増進を目的とした公害保健福祉事業の実施を定めており、被害者救済の立場に立った損害賠償制度として、健康被害者の保護を図っています。

その後、大気汚染の著しい改善を踏まえ、昭和62年9月、補償法は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和63年3月1日に第一種指定地域の指定解除が行われました。

併せて、本市においても、補償要綱に基づく指定地域を解除しましたが、法と同様に、被認定者への補償給付と保健福祉事業を実施しています。また、改正によって新たに地域住民を対象として健康被害予防事業が実施されることとなりました。

(2) これまでの取組など

ア. 被認定者の構成及び異動状況

ア) 年齢別疾病別被認定者数 (法)

(平成29年3月末現在)

年齢別 (歳)	総数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	98	70	168	20.97	0	0	0	98	70	168	0	0	0	0	0	0
40~59	192	155	347	43.32	0	0	0	192	155	347	0	0	0	0	0	0
60~64	10	17	27	3.37	0	0	0	10	17	27	0	0	0	0	0	0
65~	91	168	259	32.34	3	13	16	88	155	243	0	0	0	0	0	0
計	391	410	801	100.00	3	13	16	388	397	785	0	0	0	0	0	0

(イ)年齢別疾病別被認定者数 (要綱)

(平成 29 年 3 月末現在)

年齢別 (歳)	総 数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	18	12	30	46.15	0	0	0	18	12	30	0	0	0	0	0	0
40~59	12	5	17	26.15	0	0	0	12	5	17	0	0	0	0	0	0
60~64	3	1	4	6.16	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0
65~	4	10	14	21.54	0	0	0	4	10	14	0	0	0	0	0	0
計	37	28	65	100.00	0	0	0	37	28	65	0	0	0	0	0	0

(ウ)被認定者異動状況 (法)

項 目	年 度																	
	S48~50	S51~53	S54~56	S57~59	S60~62	S63~H2	H3~5	H6~8	H9~11	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24	H25	H26	H27	H28
被認定者数	1,132	1,715	2,187	2,625	3,171	3,289	3,296	3,296	3,296	3,298	3,298	3,298	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299
失効者数	治癒等	4	147	305	512	667	849	1,013	1,120	1,183	1,286	1,312	1,322	1,333	1,334	1,343	1,345	1,351
	他都市 転 出	2	4	7	13	20	26	31	33	33	34	38	38	38	41	43	44	44
	死 亡	36	111	194	279	376	482	574	656	749	822	889	951	1,016	1,032	1,051	1,063	1,083
	計	42	262	506	804	1,063	1,357	1,618	1,809	1,965	2,142	2,239	2,311	2,387	2,404	2,435	2,451	2,478
増減数	1,090	363	228	140	287	△176	△254	△191	△156	△175	△97	△72	△75	△17	△31	△16	△27	△20
被認定者数実数	1,090	1,453	1,681	1,821	2,108	1,932	1,678	1,487	1,331	1,156	1,059	987	912	895	864	848	821	801

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在) ※上段は累計

(エ)被認定者異動状況 (要綱)

項 目	年 度																	
	S48~50	S51~53	S54~56	S57~59	S60~62	S63~H2	H3~5	H6~8	H9~11	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24	H25	H26	H27	H28
被認定者数	135	211	270	354	433	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456
失効者数	治癒等	2	54	68	87	111	136	166	182	197	207	214	218	222	225	225	227	227
	法移行	8	20	34	49	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
	死 亡	3	8	11	17	26	37	43	49	57	59	65	67	71	73	74	75	77
	計	13	82	113	153	224	260	296	318	341	353	366	372	380	382	386	387	391
増減数	122	7	28	44	8	△13	△36	△22	△23	△12	△13	△6	△8	△2	△4	△1	△4	0
被認定者数実数	122	129	157	201	209	196	160	138	115	103	90	84	76	74	70	69	65	65

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在) ※上段は累計

イ. 公害保健福祉事業

被認定者を対象として、健康の回復、保持及び増進を図り、福祉の向上を目的とした以下の保健福祉事業を実施しています。

家庭療養指導事業

保健師等が保健指導、日常生活指導、食事指導などを実施。

平成28年度	訪問件数 延べ752件
--------	----------------

(3) 健康被害予防事業

健康被害予防事業は、昭和 62 年 9 月の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正を受けて新たに実施されることとなったものです。

昭和 49 年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となった硫黄酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移しました。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和 58 年 11 月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、



昭和 61 年 10 月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けました。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになりました。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっています。

なお、本事業については、独立行政法人環境再生保全機構が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っています。

ア．環境保健事業

環境再生保全機構の助成を受けて、専門職員や市民を対象に、講演会や機能訓練等により健康の確保、回復を図るものです。

ア)健康相談事業

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師等による講演会を実施。

平成28年度	参加者	場 所
	90名	北九州市総合保健福祉センター

(イ)機能訓練事業

水泳教室

未就学児及び小学生のぜん息児を対象に水泳教室を実施。

平成28年度	参加者	場 所
	80名	スポーツガーデンフェニックス 八枝校

(4) 北九州市公害健康被害認定審査会等

昭和 49 年 9 月に施行された公害健康被害補償法に基づいて、本市における公害に係る健康被害の認定について審査するため、北九州市公害健康被害認定審査会を法施行日に合わせて設置しました。

同審査会は学識経験者 9 名（医学 7 名、法律学 2 名）により構成されており、平成 28 年度は 12 回開催されました。

また、公害医療に係る診療報酬の内容を審査するため、医師 3 名，薬剤師 1 名で構成する北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会を設置しています。平成 28 年度は 12 回開催されました。

第 3 節 都市の資産（たから）を活かしたまちづくり

本市の豊かな自然環境や歴史的時間のなかで、地域に根ざした文化とともに育まれた地域固有の伝統的な街並みは、まちの価値を高める大きな役割を果たすだけでなく、ふるさと意識を育み、魅力あるまちづくりの基盤となります。

まちの魅力や価値を高めるため、市民の協力・参加のもと、今ある本市の優良な資産（たから）を保全・形成していくとともに、まちに住む市民のモラル・マナーの向上を図り、まち全体がいつも清潔で、美しく保たれている環境づくりを推進していきます。

1. まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO、企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。様々な取組により、「自分たちのまちは自分たちの手できれいにする」という市民の美化意識は高まっています。

今後も、誰もがまち美化活動へ気軽に参加し、環境美化について関心を抱くよう、PR・啓発活動を充実させ、市民全体のモラル・マナーの向上を目指します。

(1) “クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5 月 30 日を「ごみゼロの日」として、この日の前後に清掃活動を行う運動は、昭和 50 年代に全国的に広まりました。

本市では、昭和 58 年に「ごみゼロの日



キャンペーン」を開始し、平成3年からは5月30日～6月30日を「クリーン北九州」まち美化キャンペーン」として、市民・企業・行政が一体となってまち美化活動や啓発活動を行っています。

ア. まち美化清掃

各区に会場を設け、市民、企業、行政が協力・連携し、大規模なまち美化清掃を実施しました。

また、期間中、市内各地で地域団体やボランティア団体、企業等による清掃活動が行われました。

◆まち美化清掃
(参加人数・収集量の推移)

年 度	参加人数 (人)	収集量 (t)
平成24年	30,641	104.4
平成25年	22,942	68.8
平成26年	31,198	90.4
平成27年	32,976	99.9
平成28年	26,047	68.6

イ. ポイ捨て防止の呼びかけ

主要駅前での街頭啓発のほか、学校、企業、地域団体等の協力を得て、空き缶や煙草の吸い殻等のポイ捨て防止の啓発チラシを市内全域に配布しました。

(2) 「市民いっせいまち美化の日」

平成6年10月1日に「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」(まち美化条例)が施行されたことから、平成7年から毎年、10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」と定め、さらに、平成8年からは期間中の日曜日(10月の第一日曜日)を「市民いっせいまち美化の日」とし、市民が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。こうした市民参加型の行事を継続実施していくことで、まち美化意識の高揚と定着を図っています。

◆市民いっせいまち美化の日
(参加人数・収集量の推移)

年 度	参加人数 (人)	収集量 (t)
平成24年	91,551	245.1
平成25年	103,345	291.1
平成26年	104,078	318.8
平成27年	104,887	403.1
平成28年	105,267	404.5



(3) 「クリーン北九州」百万市民運動推進協議会

まち美化活動が市民一人ひとりの生活習慣として定着し、北九州のイメージアップを図ることを目的として、平成元年に発足しました。

地域・学校・企業・ボランティアを代表する39団体で構成され、「5分間清掃」「ポイ捨て防止」「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施しています。

(4) まち美化推進員

平成6年10月に施行された「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」(まち美化条例)に基づき、「まち美化推進員」を選任しています。

まち美化推進員は、市と市民のパイプ役を果たし、地域のまち美化活動を牽引する役割を担います。(平成29年4月1日現在195名)

(5) まち美化促進区域

多くの市民の集まる駅前や観光地など、市のイメージアップ等の観点から特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定しています。(11ヶ所)

区	まち美化促進区域
門 司 区	・門司港レトロ地区 ・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区 ・勝山公園
小倉南区	・朽網であい坂地区
若 松 区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り ・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区 ・沖田地区
戸 畑 区	・戸畑駅前地区

(6) まち美化ボランティア袋

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布し、活動の支援を行っています。

また、ボランティア清掃においても希望される場合は「資源化物用ボランティア袋」を使って、「かん・びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の資源化物分別ができます。



(7) 「生活環境クリーン」サポート事業

地域団体やボランティア団体による自主的なまち美化活動に対し、環境センター職員の参加(市民との協働作業)や清掃用具貸出などの支援を行っています。

まち美化を通じて地域と行政の新たなネットワークを形成し、地域におけるまち美化活動の拡大を図り、清潔で美しいまちづくりを進めます。

(8) 北九州市環境衛生大会

環境・保健衛生活動に携わっている地域の関係者が集



まり、お互いの連携を深め、今後の更なる事業推進・発展を期して開催される大会で、「北九州市環境衛生総連合会」と共に実施しています。長年にわたり環境衛生活動に貢献された方の表彰式も行われています。

2. 市民との協働による景観づくり

(1) 市民との協働による景観づくり

昭和 60 年に北九州市都市景観条例が施行されて以来、20 年以上経過し、景観施策を取り巻く状況は大きく変化しています。そこで、これからの景観施策のあり方を示す北九州市都市計画審議会答申「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方について」を踏まえ、「北九州市景観づくりマスタープラン」を作成しました。

このマスタープランに基づき、地域景観資源の発見・活用や地域主体の景観形成の取組に対し、積極的に支援するとともに、景観意識の向上や担い手育成に取り組み、市民の主体的な景観づくりを推進します。

(2) 今後の取組

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを

表しています。したがって、景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいく必要があります。

そこで、市民・事業者・行政が協働で取り組む景観づくりの行動指針を、次の 5 つの視点で提示し、行政としてこれらの取組を支え、景観施策を展開していきます。



景観づくりの行動指針

- (1) 北九州の景観を知ろう
- (2) 景観づくり活動に参加しよう
- (3) まちの魅力を高め、発信しよう
- (4) 担い手の輪を広げよう
- (5) 地区のルールをつくろう

3. 歴史的建造物の保存と活用

(1) 歴史的建造物を活かした魅力あるまちづくり

本市は、門司港レトロ口地区や木屋瀬の宿場町など、歴

トピックス

ごみステーションの改善推進

北九州市のごみ収集は「ポリ袋ステーション方式」で行われ、ステーションは地域で管理されてきました。しかし、ライフスタイルや社会状況の変化、ごみ種の多様化などにより、ステーションを取り巻く状況が変化しており、一部のステーションではごみの散乱やルール、マナーを守らないごみ出しが地域の悩みとなっています。市では平成 25 年度に全てのステーションの実態を調査し、地域の皆さんとともに改善を進めてきました。また、平成 26 年 8 月には今後のステーションのあり方について北九州市環境審議会に諮問し、平成 27 年 4 月に答申を受けました。

今後も、答申を踏まえ、環境未来都市にふさわしいステーションとなるよう、地域の皆さんとともにステーションの改善に取り組みます。

●北九州市環境審議会の答申

[今後のあり方]

- ・現行の「ポリ袋ステーション方式」を継続
- ・社会状況の変化や地域の実情に応じ、ステーションの利便性や美観等をさらに工夫
- ・市と地域が車の両輪となってステーションを維持、管理
- ・全市統一的ルールは最低限とし、地域が築き上げた地域ルールを尊重

[ステーションの改善に向けた対策への提言]

- ・ステーションの配置（少子高齢化に伴う配置の改善の検討 など）
- ・地域への支援（地域が行っているステーション管理の創意工夫の紹介 など）
- ・指導及び PR（違反者の背景や属性等に応じた指導、地域とのつながりが薄い人への啓発の工夫 など）
- ・事業系ごみ対策（ルール違反者への指導の徹底 など）



対策前の様子



対策後の様子

史を感じられる街並みや、西日本工業倶楽部（旧松本家住宅）や旧古河鉱業若松ビルなど、歴史的建造物が数多く残っています。

これら本市の歴史的な街並みや建造物は、私たちのふるさと意識を育み、まちの風格を高めるための大きな役割を果たし、魅力ある街づくりの基盤となります。

そこで、文化財の保存や観光拠点の整備などの取組と連携し、歴史的な街並みや建造物を将来にわたり適切に保全するとともに、これらを活かした魅力的なまちづくりを進めます。

(2) これまでの取組

長崎街道の宿場町の面影を残し、本市では数少ない歴史的な街並みを持つ八幡西区木屋瀬地区においては、地域内における一定要件を満たした建造物等に対して、その修理・修景の一部を助成し、歴史的な街並みの保全を進めています。



(3) 今後の取組

文化財の保存や観光拠点の整備などとともに、歴史的な街並みや建造物を含め、地域にある景観資源を保全・活用する景観法に基づく制度などにより、地区の特性に応じた個性的で魅力ある景観の形成を図ります。

4. モラル・マナーアップの推進

(1) モラル・マナーアップ関連条例の施行

本市では、「ごみのポイ捨て」や「飼い犬のふんの放置」などの迷惑行為の防止に向けて、条例等による規制や啓発活動を実施し、また、市民団体によるまち美化活動やふん害防止活動なども地域で行われてきました。

しかしながら、一部の心ない人による迷惑行為が依然として無くならないため、平成17年に実施した市民意識調査では、「路上喫煙」や「落書き」を含めた迷惑行為に対して、罰則の適用による厳しい規制を望む声が寄せられました。

このため、迷惑行為防止のための基本的な事項を新たに定めるとともに、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つの迷惑行為に罰則を適用するモラル・マナーアップ関連条例を平成20年4月1日に施行しました。

(2) これまでの取組

「小倉都心地区」及び「黒崎副都心地区」を「迷惑行為防

止重点地区」に指定し、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つの迷惑行為に対し罰則（過料1,000円）を適用しています。

また、「門司港レトロ地区」、「若松南海岸地区」、「下曽根駅南側大通り地区」、「八幡駅前地区」、「戸畑駅前浅生地区」を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、地域団体による迷惑行為の防止に向けた自主的な活動を支援しています。

「推進地区」以外の地区においては、迷惑行為防止のための啓発活動を行う地域団体に啓発物品を提供しています。

迷惑行為の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくためモラル・マナーアップ関連条例に基づき、平成27年10月に「北九州市迷惑行為防止基本計画（第2次計画）」を策定しました。

(3) 今後の取組

「迷惑行為防止重点地区」における過料の適用による迷惑行為防止の取組を着実に進めるとともに、「迷惑行為防止活動推進地区」等において地域団体が行う迷惑行為の防止活動を支援します。

さらに、「北九州市迷惑行為防止基本計画（第2次計画）」に基づいて、全市的に市民のモラル・マナーアップを図るため、周知、啓発やマナーアップ教育の充実に取り組みます。





第4節 開発事業における環境配慮の推進

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が事業実施にあたり、あらかじめ環境への影響を調査・予測・評価し、適切な環境保全対策を講じることを義務付けるもので、環境に配慮したまちづくりの推進に重要な役割を果たしています。平成9年には環境影響評価法が成立し、本市においても、平成10年に北九州市環境影響評価条例、平成18年に北九州市環境配慮指針を策定し、事業や地域の特性に応じた適切な環境保全対策に活用してきました。さらに、平成23年に環境影響評価法が改正され、事業の早期段階における環境配慮手続きや風力発電施設の対象事業への追加など新たな規定が設けられました。本市においても、平成24年度に北九州市環境影響評価条例を改正し、当該手続きの導入を図りました。

1. 環境影響評価制度

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、必要に応じて事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

(1) 背景、経緯、目的

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、「公有水面埋立法」等の個別法、各省庁による行政指導及び地方公共団体の条例・要綱などにより環境影響評価が実施されてきました。

昭和59年8月には、「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、国が関与する大規模な事業に係る統一ルールとして、「環境影響評価実施要領」（以下、「閣議決定要綱」という。）が定められました。

その後、国においては平成5年に「環境基本法」が制定され、同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられました。同法の制定を受けて、国では関係省庁が一体となって、環境影響評価制度を巡る課題を横断的、総合的に分析し、その結果、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法は、従来の行政指導により行われてきた閣議決定要綱に基づく制度では不十分とされた環境影響評価を大幅に見直し、事業者、住民、地方公共団体等広範な主体の役割や手続きを明確にするため、法律による制度が必要であるとの観点から制定されました。

一方、地方自治体においても、環境影響評価法の制定を受けて、環境影響評価条例等の制定が積極的に行われました。

その結果、法と条例の一体的な運用を通じ環境の保全に

配慮した事業の実施が確保されるようになりました。法の施行から10年以上が経過し、法の運用から明らかになった課題（戦略的環境アセスメントの導入等）や社会情勢の変化（生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、情報技術の進展等）に対応する必要性が生じてきたことから、平成23年4月に法改正が行われました。この改正では、事業の計画段階から環境配慮の検討を行う手続（計画段階環境配慮書手続き）や、より多くの関係者との情報交流を促進するための制度等が拡充されました（平成25年4月完全施行）。

(2) 本市の取組

本市の環境影響評価制度としては、昭和62年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境影響評価が行われていましたが、さらに万全を期す観点から条例の制定が必要であると判断し、平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。条例では、学識経験者等専門家による審査、事後調査計画書の作成などの法にはない規定を盛り込みました。

その後、平成23年4月の法改正による制度拡充に伴い、平成25年3月及び6月に条例を一部改正し計画段階環境配慮書の手続きを導入しました。その他にも、公聴会の開催などを新たに盛り込み、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることができる制度となっています。

本市では、法及び条例施行後、平成28年度末までに、配慮書5件、方法書24件及び準備書26件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。環境影響評価が実施された事業は、下表のとおりです。

